

ラオス民事判決の改善 (ラオス民事判決に関する調査)

J I C A 長期派遣専門家

佐 竹 亮
国際協力部教官
鈴 木 一 子

1 本稿の目的

現在、ラオスにおいて、民事判決の改善に関する活動（以下「民事判決の活動」ということがあります。）が行われています。その一環として、2019年5月から同年7月にかけて、民事判決に関する現地調査を行いました。

ラオスの民事事件に関する調査は過去にも行われていますが¹、今回、新たに判明した事実もあると思われ、ラオスの現在の民事実務を知る貴重な資料になると思います。

そこで、調査に同行した佐竹と鈴木が共同で調査結果について執筆することにしました²。

2 民事判決の活動の位置付け

(1) ラオスの法整備支援プロジェクト活動は複雑化してきたので、調査結果の報告の前に、民事判決の活動がプロジェクト活動において、どのような位置付けにあるのか説明します。

(2) ラオスでは、2018年7月から2023年7月までの5年間の計画で、「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」といいます。）が進行中です。

現行プロジェクトは、次の3つを目標としています。

- ① 民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられると共に、それが法律実務家及び研究者に共有される。
- ② 刑事法分野に関する法理論の研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される。
- ③ 法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用される。

これら3つの目標を達成するため、ラオスにおいて「民事法」、「刑事法」、「教育研

¹ 名津井吉裕「ラオス法整備支援の準備調査から得られたもの」（ICD NEWS 2010年9月号）等を参照。

² 法整備支援の世界では、日本側の担当者が2、3年で交代するのが通常である。佐竹と鈴木は、情報や知識をどのように正確に引き継いでいくべきかについて問題意識を持っている。本稿は、できるだけ詳細かつ平易な記述を心掛け、今後、法整備支援に関わる人にとってイメージしやすいものを目指した。

修改善」の3つのグループ（「サブワーキンググループ」と呼ばれます。以下「SWG」といいます。勉強会や研究会のようなものと考えるとイメージしやすい。）を作り、それぞれ活動しています。SWGの主なメンバーは、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学に所属する方々です。

- (3) 前プロジェクト³において、民事と刑事の模擬事件記録教材（日本の法曹教育では通称「白表紙記録」と呼ばれるものと同じ。）が作成されたのですが、それを講義で使うラオスの実務家から「教え方のマニュアルがなく、模擬事件記録の使い方が分からない」という声が聞かれました。そのため、現行プロジェクトにおいても、日本側が模擬講義を行うなどして、当該記録の使い方も含めて、模擬事件記録教材の普及に努めています。

なぜ模擬事件記録教材の使い方が分からないのだろうか。使い方が分からないとはどういうことだろうか・・・これらの問いについて考えていくと、ラオスにおいては、事実認定とは何かが理解されておらず、事実認定の理論や手法が発展していないのではないかと、との問題意識が浮かび上がりました。そこで、現行プロジェクトにおいては、民事と刑事の双方の分野で事実認定を大きなテーマの1つとして扱うことになりました。

- (4) 事実認定は、最終的には判決における手法であり、事実認定と判決は密接な関係にあります。民事に関しては、ラオスでは、2003年5月から2007年5月まで実施された「ラオス法整備支援プロジェクト」⁴において、民事判決を書くためのマニュアル（日本の裁判官が使う「民事判決起案の手引き」のようなもの。以下「民事判決書マニュアル」といいます。）が作成されました⁵。

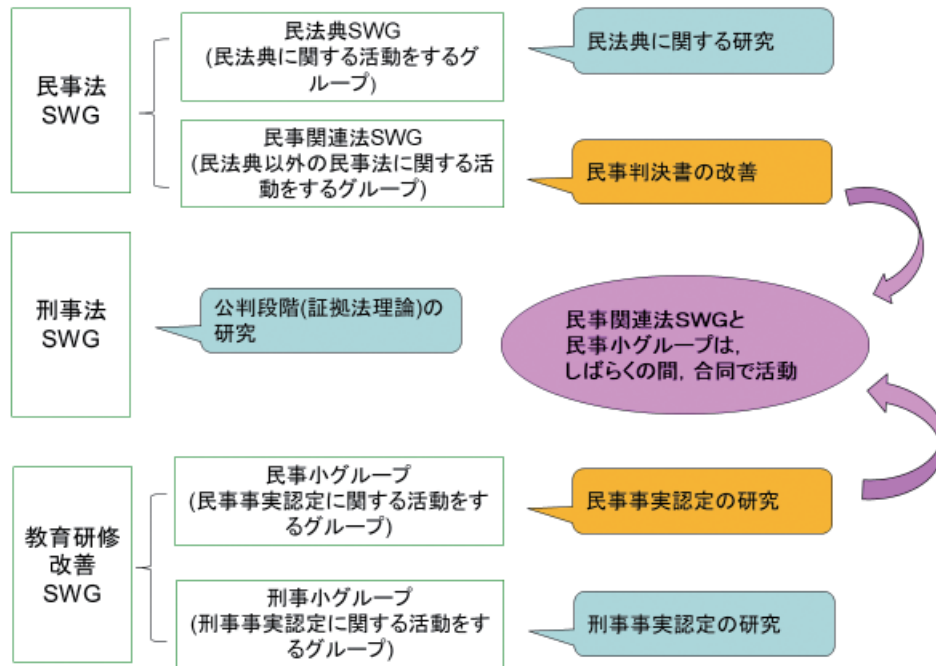
民事判決書マニュアル作成から10年以上が経過した上、ラオスの民事訴訟法は2012年に改正されて争点整理の規定等が充実しました。そうすると、現在のラオスにおける民事事実認定を考えるには、現在の民事判決書や民事実務の状況について知る必要があります。そこで、SWGの活動として、今回の調査をすることになったのです。

- (5) このような経緯等から、現行プロジェクトにおいては、SWGをさらに細分化した上、2018年11月以降、民事法SWGと教育研修改善SWGは連携して活動しています。2019年7月現在のSWGの活動を図にすると、次のようになります。

³ 2014年7月から2018年7月までの「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」。このプロジェクトの成果については、伊藤淳「『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS 2018年9月号) 参照。

⁴ このプロジェクトの成果については渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」(ICD NEWS 2010年9月号) 参照。

⁵ 田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトー民事判決書マニュアルー」、井関正裕「ラオス判決書マニュアル作成支援」(いずれもICD NEWS 2007年12月号) 参照。



3 調査の概要

(1) 調査の方法

調査の前提として、厳選したラオスの最近の民事確定判決2件（保証人による求償請求の事件と物権的返還請求の事件。以下「調査で取り上げた裁判例2件」ということがあります。）を佐竹及び鈴木において分析した上、鈴木が日本の判決様式（旧様式と新様式）に従って再起案し、ラオスの判決の問題点を具体的に把握しました。ラオスの現在の判決の例は、別紙1のとおりです。

調査は、ラオスの主要3都市において、裁判官、検察官⁶、弁護士等の司法関係者を招待してインタビューする形で行われました（以下、インタビューする側を「調査実施者」、インタビューを受ける側を「調査対象者」ということがあります。）。また、民事裁判を傍聴し、傍聴後、当該事件の合議体にインタビューしました。

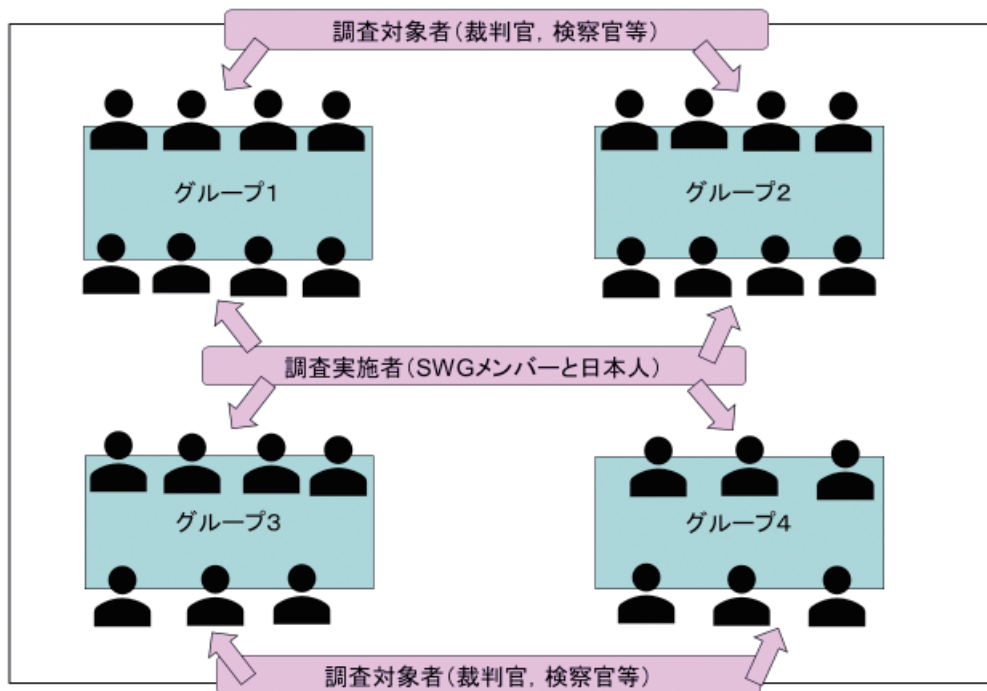
調査においては、SWGにおいて用意した基本的な質問事項（別紙2）だけでなく、自由に質問することになりました。調査に先立ち、質問事項とともに、調査で取り上げた裁判例2件も送付し、調査対象者に予め読んでもらいました。

インタビューを主に行ったのは、民事判決書の改善と民事事実認定の研究を合同で行っているSWGのメンバーです。日本側の参加者は、まず通訳を介してラオス人同士のやり取りを聞き、補足で質問をしました⁷。

インタビューは、大きな会場を借りて、調査実施者及び調査対象者が複数のグループに分かれて、グループごとに一齐に面談する形で実施しました。インタビューの様子の一例を図示すると、次のようになります。

⁶ ラオスでは、検察官も民事訴訟の期日に立ち会い、意見を述べるなどする。

⁷ SWG活動に関して、まずはラオス側の自主性に任せるというラオスの法整備支援の特徴である。



(2) ヴィエンチャン（首都）における調査の概要

ア 2019年5月2日（木）午前

イ 場所：最高裁判所会議室

ウ 調査実施者：SWGのメンバー21名，佐竹，入江克典長期派遣専門家，プロジェクトオフィススタッフ2名（1名は通訳を兼ねる）

エ 調査対象者：ヴィエンチャン首都裁判所の裁判官等裁判官合計16名，検察官合計7名

(3) ルアンパバーン（北部における主要都市）における調査の概要

ア 2019年5月23日（木）午前

農林省の会議室において，北部高等裁判所裁判官2名等裁判官合計4名，検察官3名，司法省職員2名，弁護士2名にインタビュー。

イ 同日午後

2つのグループに分かれて地区人民裁判所（第3区）と地区人民検察院（第3区）を訪問し，それぞれ裁判官と検察官等にインタビュー。日本側は，地区人民裁判所に参加した。地区人民裁判所における調査対象者は，同裁判所副所長，裁判官等合計10名

ウ 2019年5月24日（金）午前

県裁判所において，第1審の裁判を傍聴⁸。その後，担当裁判官らにインタビュー。調査対象者は同裁判所裁判官等合計9名

エ 調査実施者は，両日ともSWGメンバー13名，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィ

⁸ 傍聴した裁判の内容は，別紙3参照

スタッフ2名，通訳

(4) チャンパーサク県パクセー（南部における主要都市）⁹における調査の概要

ア 2019年6月20日（木）午前

チャンパーサク県裁判所において，第1審の裁判を傍聴¹⁰。その後，担当裁判官等合計4名にインタビュー。

イ 同日午後

地区人民裁判所（第3区）において，同裁判所所長，同検察院長，裁判官，検察官，裁判官補，裁判所書記官等合計12名にインタビュー。

ウ 2019年6月21日（金）午前

パクセーホテルの会議室において，南部高等裁判所裁判官，チャンパーサク県裁判所裁判官，チャンパーサク県検察院検察官，弁護士等合計17名にインタビュー。

エ 調査実施者は，両日ともSWGメンバー16名，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィススタッフ3名（1名は通訳を兼ねる）

(5) ヴィエンチャン（首都）における追加調査

ア 2019年7月23日（火）午前

ヴィエンチャン首都裁判所において民事部長（裁判官）にインタビュー。

イ 同日午後

ヴィエンチャン首都司法局副局长兼執行部長，司法省事務局等職員10人にインタビュー。

ウ 調査実施者はいずれも，佐竹，鈴木，プロジェクトオフィススタッフ1名，通訳

4 調査の結果^{11 12}

(1) ヴィエンチャンにおける調査の結果

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・新人の裁判官1名を除く裁判官は，判決作成のために利用している人が多い。
- ・判決書の書き方を示す基本のマニュアルとして評価する（同意見多数）。
- ・2006年以降，民事判決書マニュアルの存在を認識していない裁判官がいる。
- ・民事判決書マニュアルに関する研修を受講した経験の有無や教育レベルによって，民事判決書マニュアルを深く理解できていない者がいる。

⁹ 観光地としてはルアンパバーンの方が有名だが，パクセーは発展のスピードが著しく，ヴィエンチャンに次いで第2の都市と言われているようである。しかし，パクセーは素朴な田舎町という感じで，都市化が進むヴィエンチャンと地方都市との格差が大きいと感じた。

¹⁰ 傍聴した裁判の内容は，別紙4参照

¹¹ ここに記載したものは佐竹と鈴木が聞き取った限度であり，他のSWGメンバーが聴取した内容は整理中であるが，SWGメンバーの話聞く限り，他のグループの調査結果も概ね同じ内容と思われた。

¹² 調査結果については箇条書きで端的に記載し，調査結果の評価は「5 調査結果の分析」の項目で行うことにした。ただし，特に重要と思われる点は，太字にした。特に誰が発言したか重要な点については，箇条書きの末尾に（裁判官）などと記載した。

イ その他の執務資料について

- ・判決起案の際、民事判決書マニュアル以外に参考にしているのは、ラオスの裁判所の研修所¹³が作成した判決起案のためのマニュアル（以下、「裁判研修所マニュアル」という。）、最高裁判所の通達、証拠に関するQ&A集及び過去の判決書である。
- ・証拠に関するQ&A集は、証拠の検討方法について最高裁が解説したものである¹⁴。
- ・民事判決書マニュアル作成後、法令が改正された部分については、法令を直接参照している。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・条文が古いので、法令の改正に対応して欲しい。
- ・記載されている判決記載例の数が十分でない。民事や商事事件等の様々な種類の記載例を追加して欲しい。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）¹⁵の書き方について、もっと詳細に説明して欲しい。
- ・現在の判決は、法令と異なっている。実務と法令を適合させるためには、判断の部（ヴィニッサイ）のみならず、判決全体の構成を見直す必要がある。
- ・裁判費用の定め方の説明を追加して欲しい。
- ・改訂版は多く印刷して普及して欲しい。

エ 争点整理について

- ・原則として、担当者が原告の請求を確認して裁判官に対して当該事案の争点は何か提案する。しかし、実際には、原告の請求が大まかであって明確でないことがあり、裁判官に何を検討して欲しいか分からないことがある。
- ・裁判官は、請求の問題点や被告が認めている点と否定している点はどこかを把握しなければならない。
- ・原告の主張を被告が認めた場合、その点は争点としない。原告の主張を被告が否定した場合には争点とする。その後、裁判官はその争点を解決するために証拠を探す。つまり、争点とは当事者の意見が一致しない事項であり、裁判官は事実を見つけるために証拠を探して争点について証明する。
- ・原告の請求と被告の自白（認諾）¹⁶は、以下のように整理できる。（裁判官）
 - ① 被告が、原告の請求全てについて自白（認諾）した場合、判決でなく和解¹⁷で終了させるため、当事者を呼び出すことができる。そこで終了させることが

¹³ ラオスでは、2015年以降、日本の司法研修所をモデルにした法曹三者の統一的な法曹養成が行われているが、日本と同様、裁判所と検察庁は、それぞれ独自の研修所も有している。

¹⁴ 内容は未確認である。

¹⁵ 日本でいう判決理由のようなもの。別紙1参照。

¹⁶ 「認諾」と「自白」に同じラオス語が使用されている。民訴法177, 178条参照。

¹⁷ 「和解」と「調停」の区別はなく、同じラオス語が使用されている。本稿では分かりやすさを優先して、適宜、訳す。

できない場合には、裁判所は証拠を探すことなくその事件の判決を行う。

② 被告が、原告の請求（主張）の一部について自白した場合、どの点を自白したか確認しなければならず、自白されていない部分に集中し、その問題解決のための証拠を探し、証明する。

③ 被告が、原告の請求（主張）について、いずれも自白しなかった場合、原告に対し、請求の根拠となるような証拠を示すように求める。裁判所は、争点について、証拠があるものはどれか分析し、法令に基づいて検討する。

- ・争点の特定については、明白な証拠があれば分かりやすくなる。例えば、売買契約の証拠は明確なことが多いので分かりやすい。まず証拠を見て争点を決定していくが、争点を決めることは難しい。（裁判官、検察官）

オ 証拠の収集、判断について

- ・原則として当事者が証拠を提出し¹⁸、必要に応じて裁判官が証拠を収集するため、証拠が不十分であることが多く、問題となる。書証が不十分である場合は、証言及び当事者の陳述に基づくことになる。また、事実と証拠が矛盾していたり、証拠隠滅されたり、証拠の保存状態が悪いことがある。さらに、証拠を探すことについて関係機関が協力してくれなかったり、担当者が異動してしまっていることがある。
- ・第1審において証拠について判断したところ、控訴審で別の判断がされることもある。その際に、争点も変更されることがある。
- ・民事判決書マニュアルには、証拠をどのように検討すれば良いか明確に記載して欲しい。また、証拠が足りない時にどのように審理を進め、判断していくかについても明確に記載して欲しい。（裁判官）
- ・上訴審から差戻しがされる場合、第1審で証拠の判断方法が分からなかったことが原因であることが多い（同意見複数）。（裁判官）
- ・証拠が控訴審になって提出されることがあり、そういった場合に、第1審の判断が正しくないと言われてしまう。一方で、裁判所で証拠収集に時間をかけているとその分、審理が遅くなってしまう。（裁判官）
- ・全ての契約には公証がされなければならないとされている¹⁹が、実際には公証されていないものが多い。
- ・証拠について原本ではなく写しで提出されることがあり、証拠として写しが利用できるか見解が統一していない²⁰。証拠として認められるための基準が定まっていない点が問題である。（検察官）

¹⁸ 民訴法191条2項

¹⁹ 契約内外債務法15条5項

²⁰ この点については、2012年民訴法改正により、民訴法103条2項が新設され、「裁判所に提示する証拠は原本である必要があり、原本がない場合、若しくは原本を裁判所に提示することが困難である場合、その複製、写真その他の方法の証明を行い、裁判所に提示することができる」とされている。

カ その他の判決の改善点等について

- ・判断の部（ヴィニッサイ）の検討順序が正しくないものがある。
- ・当事者が証拠を提出しなかったなどの理由により、徹底的に証拠収集できておらず、判決書に正しく記載されていない。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）の最後にまとめて条文が記載されているが、分かりにくい。条文の記載の仕方が分からない。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）と結論の部²¹の内容が同じではないことがある。（検察官）

キ その他

- ・ヴィエンチャン首都裁判所で多い事件の類型としては、売買契約か消費貸借契約のどちらであるかの問題²²、契約違反の問題、遺産の問題等である。（裁判官）
- ・ヴィエンチャン首都裁判所第3区では、2018年の事件数は253件であった。そのうち、最高裁から確認され地区人民裁判所に差し戻されたものが66件あった。その理由としては、法令に適合していない、形式的なミス、事実認定の内容の誤りであるということであった。
- ・調査で取り上げた裁判例2件のうち1件の事件名は「消費貸借契約及び売買契約」と記載されているが、どちらか一方に特定すべきである。また、事件名は売買契約と記載されているにも関わらず、争点はそうではないことがある。（裁判官）
- ・外国人が当事者となる事件では、証拠が翻訳されないまま提出されることがあり、対応が難しい。（裁判官）
- ・第1審を担当する裁判官は新人が多く、経験ある裁判官は最高裁に異動してしまう。第1審裁判所には執務の参考にできる資料が少なく、新しい情報もなかなか入ってこないため、もっと研修をして欲しい。²³（裁判官）

(2) ルアンパバーンにおける調査結果（5月23日午前）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・今までも、現在も利用して判決を書いている（裁判官2名）。
- ・内容は充実しているが、人によって理解度が異なり、そのために判決書の内容に差が出ているのではないか。
- ・検察官と弁護士には配付されていない。

イ その他の執務資料について

- ・民事判決書マニュアル以外に参考にしているのは、裁判研修所マニュアル及び最高裁判所の通達である（同意見多数）。

²¹ 日本でいう主文。別紙1参照。

²² 日本でいう譲渡担保の問題だと思われる。

²³ そもそも地区人民裁判所の裁判官が研修に呼ばれることが珍しいという話であった。なお、裁判官は4つの級に分類されており（4級が一番高い）、昇格するための基準（必要な経験年数等）が級毎に定められている（裁判官法8, 12, 13条）

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・法令の改正に対応して欲しい。
- ・紛争の種類毎に記載例を載せて欲しい（記載例が掲載されていない箇所については、判決を作成する自信がない）。（裁判官）
- ・利息や遅延損害金の計算方法を記載して欲しい。当事者本人が、検察官に対し、「利息の計算結果が分かりにくい」と言ってくることがある。
- ・支払うべき税金額については計算の根拠も明らかにした方が良い。
- ・判決に条文を記載する場合には条文番号のみではなく条文の重要な内容についても記載した方が良い。
- ・判決の記載が分かりにくい点がある。判決が分かりやすくなるように工夫して欲しい。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニッサイ）について、よく分からない用語が使われていたり、書き方が明確でない場合がある。（司法省判決執行局職員）

エ 判決書の改善点等について

- ・主文が明確でないことから、執行が難しい。あるいは、被告が支払うべき金額として低額であって妥当でない主文がある。実情に合った判決を下すべきである。（司法省判決執行局職員）
- ・訴訟手続中に一部和解した場合、どの部分について和解したか判決に記載されておらず誤解を招きやすいことから、和解した部分について判決書に記載すべきである。（検察官）
- ・判決が適切かどうかについては上訴審がチェックしている。これまで上訴審で結論が覆された事件は少ないから、判決は概ね適切だと思う。（裁判官）
- ・判決は、民事訴訟法に従っており適法である。（弁護士）

オ 争点整理について

- ・訴状と答弁書だけでは当事者の主張を理解するのに十分でないため、当事者が自白したと思われる事実についても意見を聴取している。（検察官）

カ 民事事件要約書²⁴や判決書作成の流れなど

- ・判決書作成の流れについては以下のとおりである²⁵。

① 民事事件要約書と判決書を起案するのは、裁判官、裁判官補だけでなく、法

²⁴ 民訴法193条「当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならず、もって対応する人民検察院に報告」する。

²⁵ 回答者によれば、北部の当該小規模の裁判所は人手不足のために相談する相手がないため、意見交換会を開く手法を採っているそうである。他の小規模裁判所も同様の流れを採っているかは不明である。

曹資格の無い専門職員²⁶の場合もある。起案担当者が合議体の構成員である必要は無い。

- ② 担当者において概ね5割以上、心証が形成された段階で、当該担当者が民事事件要約書と判決書の草案を作成した後、当該事件の担当合議体が当該各起案を確認する。
- ③ その後、週に1回、開催される裁判所全体の意見交換会²⁷において検討し、当該事件が弁論を開くのに十分か裁判官の多数決で決定する。担当合議体が異なる心証を抱いていたとしても、担当合議体は多数決の結果に従う。
- ④ 多数の意見により弁論を開くのに十分と判断された場合には、民事事件要約書を作成し、担当の検察院に送付する。民事事件要約書を作成する時点において、判決書の9割は作成できる状態まで心証を形成する必要がある。この心証に満たない事件では、まだ民事事件要約書を作成しない。
- ⑤ 判決は、草案（メモ）に基づいて、弁論後、即日、言い渡す。審理の際に新たな事情が判明した場合には、判決書草案を変更した上、判決を言い渡す。
- ⑥ 当事者や検察官が判決に対して不服がありそうな場合、控訴申立てができるような判決メモを当事者や検察官に交付し、不服申立てを検討してもらう。
- ⑦ 判決言渡し後、法律の規定に従い、20日以内に当事者に渡せるように判決書の原本を完成させる²⁸。

・Q：「結論について不明な状態」になったことはあるか。（鈴木）

A：ない。（上記の）意見交換会に付すので、結論は多数決で出せる。（裁判官）

キ 証拠の収集・判断について

- ・証拠が十分に揃っていない場合や重要な証人が出廷できない場合には、弁論期日（尋問）を開かず、延期する²⁹。期日の延期は法定の期間内³⁰であれば、何回してもよい。期日を延期しても証拠が揃わなかったというケースはあまりない。審理して良いかは、（前記の）意見交換会の多数決で決まる。（裁判官）

²⁶ 裁判所法によれば、専門職員としては、裁判所書記官（裁判所法3条1項12号）、技術職員（裁判所法45条等）が考えられる。なお、法律上、裁判官補には、「裁判所の初審判決文、控訴審判決文の作成において裁判官を輔佐する」権利と義務（裁判所法43条1項5号）が規定されているが、裁判所書記官、技術職員については規定されていない。

²⁷ 回答者によれば、意見交換会は法律上の規定によるものではなく、最高裁の通達又は内部の取決めによって実施しているとのことである。

²⁸ 民訴法250条「判決を下した第一審裁判所は、判決を下した日から20日以内に、判決正本の作成を完了させなければならない。」

²⁹ 民訴法215条「法廷での尋問は、当事者のいずれかが、召喚状を受け取っていないため若しくは裁判所において信用することができる確かな理由によって、期日に参加しないとき、新たに証拠を請求する必要があるとき又は当該事件を検討するうえで重要な事件参加者が期日に出席していないときには、延期される。」なお、ラオス民訴法では「尋問」と「弁論」を同趣旨で使用している場合があるように思える。

³⁰ 民訴法30条「事件の調査及び判決は、以下の期間内に手続及び検討を完了しなければならない。」「第一審は、裁判官が事件記録を受け取った日から9ヶ月」、「控訴審は、裁判官が事件記録を受け取った日から4ヶ月」

- ・期日を延期して調査しても十分な証拠が揃わなかった場合には原告の請求は認容されない。しかし、このように証拠が揃わないことは滅多にない。(検察官)
- ・どういう証拠に基づいて事実認定されるのか判断できないため明確にして欲しい。(弁護士)

ク その他

- ・消費貸借事件において、金銭交付の趣旨が争われた場合、貸付か贈与か、認定するのは難しい。(裁判官)
- ・消費貸借契約が目的であるのに不動産の仮装譲渡を行う事例が多く、このような事件についてどのように事実認定すべきかが課題である。現在の実務としては、契約書をチェックし、署名の有無、売買価格、周囲の不動産価格、利息の支払をしているかなどについて、天然資源環境省（登記を管轄する省。登記簿の確認のため。）、警察（刑事事件になっている場合に刑事記録の確認のため。）等と連携しながら、判断している。当事者が提出している証拠がどれほど信用できるものか関係機関に確認することもある。
- ・債権の仮装譲渡の事例も多い。
- ・離婚した後の子供の養育費の支払に関する事件において、支払義務者に対し、国家公務員の最低賃金の半額の支払を命じた判決があったが、これでは実際の扶養額に足りない。そのため、執行しても事件の解決の役に立たない。(司法省判決執行局職員)

(3) ルアンパバーンにおける調査結果（5月23日午後）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・裁判官全員が民事判決書マニュアルを判決書作成に利用している。(参加した裁判官全員)
- ・特に記載例について参照している。

イ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・法令の改正に対応して欲しい。
- ・判決の記載例を多く入れて欲しい（追加して欲しい事例は、消費貸借契約、動物の所有権をめぐる問題）。
- ・民事判決だけでなく、令状、保全命令、調書の書式等も掲載して欲しい。
- ・判決の技術的な記載だけでなく、理論的な説明についても引き続き維持して欲しい。
- ・民事判決書マニュアルと裁判研修所マニュアルでは、記載が異なる部分があり、どちらを優先すべきか明らかにして欲しい。合議体の裁判長（決裁官）も民事判決書マニュアル派と裁判研修所マニュアル派に分かれている。決裁官によって使い分けをしている実情がある。
- ・事件の内容（ヌアーカディー）は当事者の主張を網羅しつつ、内容を要約した上で簡潔に記載すべきである。現在の実務では、それができておらず、原告と被告

の主張をそのままコピー&ペーストしているだけになっている。(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)

- ・判決の記載については、最高裁からもっと簡潔にして良いという通達があればそれに従うことができる。
- ・判断の部(ヴィニツサイ)については、冒頭で事件の内容を繰り返す形で記載した上で、事件の分析を書くため、重複があり分量が多くなる。簡潔に書けるようにしてほしい。事件の内容(ヌアーカディー)で記載した内容について、判断の部(ヴィニツサイ)で繰り返す必要はないのではないか。
- ・判決において使用する書式(フォント)を統一して決めて欲しい。
- ・使用する用語が統一されていない箇所について統一して欲しい³¹。

ウ 判決書の改善点等について

- ・第3区裁判所において一番多い事件は家族関係の紛争であり、この家族関係の紛争についての事実認定はさほど難しくない。
- ・所有権の返還請求事件が多いが、実際は相続の問題であることが多い。
- ・内縁関係であって夫婦の事件といえるか、夫婦ではなく民事事件なのかを判断する事件があった。(裁判官)
- ・判決には参照条文を記載するが、場合によっては20条以上も書くことになっており無駄である。関係する条文だけ記載する方法が良い³²。
- ・条文番号だけ記載するのではなく、条文の内容も記載することが多く、その方が当事者も納得しやすい。
- ・事実認定が難しい類型としては、動物の所有権の問題がある。動物については、成長するにつれて特徴が変わっていくため誰が所有者であるかを判断することには困難が伴い、農林省の関係者に協力を依頼することがあるが、それでも個体を特定できない。例えば、1つの牛に対して、原告と被告の双方が所有権を主張することがあり、証拠が十分に無い場合があるため、このような問題を解決するための理論面を整理して欲しい。
- ・動物の所有権については、村の多数の人が言うことに裁判官が従うことが多い。ただし、2つの村があり、それぞれで意見が異なる場合にはさらに難しくなる。
(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)

エ 証拠の収集・判断について

- ・火事により損害が発生した場合、農林省が責任の所在についての鑑定書を提出するが、複数の鑑定書が存在し、責任の所在について異なる結果が記載されている場合があり、どの鑑定書を信用したら良いか判断が難しい。

³¹ 例えば、「合議体の裁判長」という言葉について、判決の最初に記載する部分と最後に記載する部分において記載方法が異なっているようである。

³² 民訴法249条5項に、「関連する法律の規定を適用させる」という規定があるが、「全ての関連条文を記載する」という規定は無いと思われる。

オ 判決書作成について

- ・人手不足であり、裁判官以外の技術職員が判決起案をすることがある。起案担当者も、民事判決書マニュアルを読んでいる。

カ その他

- ・2012年民訴法改正によって実務の在り方に変更はないが、民事判決書マニュアル記載の条文がずれてしまった。

(4) ルアンパバーンにおける調査結果（5月24日午前）

- ・検察官には民事事件を監査する権限がある。しかし、検察官が不足していると、審理に参加しない場合がある。

- ・Q：検察官と裁判官の見解が一致しているように見えたが、裁判官と検察官で事前に協議を行っているのか。（佐竹）

A：法律に従って³³、可能な限り検察官が期日に出席している。裁判官と検察官で事前の打合せは行っていないが、検察官は、9割程度の割合で裁判官と同じ見解を述べる。検察官が裁判官と全く異なった意見を述べることは滅多にない。検察官が判決について不服がある場合には、判決の日から20日以内に³⁴不服を申し立てる。

- ・Q：当事者について、審理の前に呼び出して話を聞いていたのか。（佐竹）

A：訴状が提出された後、被告に答弁書を提出させた上、関係者の呼出しも行っている。場合によっては、当事者の資産を調査し、保全命令を出すこともある。基本は当事者が証拠を提出するが、3割程度は、裁判所が動いて証拠を探していると思う。本件の当事者には、数回、裁判所に来てもらっている。和解を促したが、成立しなかったので、民事事件要約書を作成した。

- ・証拠の収集について、原則として、当事者が提出するが、例えば、消費貸借契約の事件で、弁護士がついておらず当事者が法律を理解していないような場合等に、「契約書は無いですか」などと裁判所から問いかけを行うことがある。当事者が証拠にアクセスできない場合は、裁判所から命令を出して、金融機関に証拠を提出してもらうこともある。

- ・Q：間接事実（友人の証言や銀行の入出金履歴等）を積み上げて推論することはできるか。（佐竹）

A：証言の信用性は高くない。書証を補強するために証人がいる。口座から5億キープの移動があったとしても、それだけで消費貸借契約の要件を満たしたと考えることはできない。書面が無いと契約の成立を認定するのは難しい。

- ・Q：本件の判決の起案担当者は誰か。（鈴木）

A：裁判長の指導の下に、合議体に含まれない裁判官補が担当している。

- ・Q：仮に、本日の法廷において、被告が、それまで出ていなかった重要な証拠を提出した場合にはどのようなようになるか。（鈴木）

³³ 人民検察院法49条等

³⁴ 控訴期間。民訴法260、262条

A：提出された重要な証拠について原告が特に争わない場合には、そのまま公判で審理し、判決はそれを踏まえて変更する。原告が争う場合で証拠を検討するために時間が必要であれば、判決を延期する。

- ・重要なのは弁論の期日であって、それまでの記録の検討は、準備のためである。弁論で予定外のことが発生したら、弁論での審理を重視する。(調査対象者による回答ではなく、SWGメンバーによる説明)
- ・Q：被告に対し5億キープ支払えという裁判が確定した後、被告が5億キープを支払わない場合にはどうなるか。(鈴木)

A：判決確定後、司法省による執行手続に入る。財産があるのに意図的に支払わない場合には、刑法に基づき刑事罰として5億キープの支払義務が生じる。罰金が支払えない場合に刑務所に入る制度³⁵はない。支払義務者に本当にお金が無い場合には処罰することができない。

(5) パクセーにおける調査結果(6月20日午前)

- ・民事判決書マニュアル、裁判研修所マニュアル及び最高裁の通達の内容が統一されていないので、まとめて欲しい。
- ・判決の構成や形式、例えばフォントの大きさが統一されていない。
- ・Q：傍聴した事件について、被告が請求していないにも関わらず、本件家屋のフェンスの改築費用の支払を原告に対して命じた理由は何か。(鈴木)

A：審理の後、合議体で検討した結果、負担付贈与の場合、譲渡してしまった物を戻すのであれば、解除するのだから³⁶、費用も戻さないといけない、という意見になった。登記が原告に戻るので原告がフェンスの改築費用を負担しなければならない。

- ・Q：(ルアンパバーンで実施している心証を決めるための)裁判所全体の裁判官による意見交換会を行っているか。(鈴木)

A：意見交換会は行っていない。事件については原則的に合議体3人で検討し、若手から順番に意見を述べる形で評議する。証拠が足りない場合等、必要に応じて合議体以外の裁判官の意見を聞くことはある。

- ・事件については担当者(責任者)がいて、その担当者が判決起案をし、合議体の長が確認をして修正している。そのため、民事判決書マニュアルの普及については、裁判官、裁判官補に加えて専門職員も加えて欲しい。

³⁵ 日本でいう労役場留置があるかという意図の質問。

³⁶ 契約内外債務法50条「条件付贈与契約は、所有者が自己の財物を、受贈者が財物の引渡しを受ける前又は後に履行しなければならない合法的な条件をともなって引き渡す、財物の所有者による決定である。受贈者は、前記の条件を完全に履行した時に所有者となる。その条件を完全に履行しない場合、又は条件に従って履行することができなくなった場合は、贈与者は、契約を解除する権限を有する。」

(6) パクセーにおける調査結果（6月20日午後）

ア チャンパーサク地区人民裁判所（第3区）の概要について

- ・2年前に新設された裁判所であり，4つの郡を管轄している。職員は，所長，副所長，裁判官，裁判官補等合計13名。

イ 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・裁判所所長以外は見たことがない，それ故に使用したこともない。（裁判官）
- ・裁判所の研修所で研修を受けたことがあるものの民事判決書マニュアルを見たことはない。判決を書く際には過去の判決を参考にしている。過去の判決は，裁判所書記官が判決をコピーして保管しているので，そこから探す。（10年以上の経験がある裁判官）
- ・裁判所の研修所で研修を受けたことがあるものの，民事判決書マニュアルを見たことがない。判決を書く際には，他の裁判官が書いた過去の判決を入手する又は裁判所の研修所からもらった資料を参考にしている。過去の判決は，書き方が統一されておらず，裁判官によって個性があると感じる。見習うべきものかは分からない。（裁判官補）
- ・民事判決書マニュアルは検察院にも置いてある。それを参照するかどうかは個人の問題ではないか。（検察院長）

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について（当該調査においては，そもそも民事判決書マニュアルを見たことがない者が多数であったため，執務参考資料としてどのようなマニュアルが必要かという点から）

- ・過去の判決をいちいち探すことが大変であるため，類型別に具体的な書き方を多く入れ，一冊にまとめて一覧性の高いものにして欲しい。
- ・過去の判決を参考にする場合，人によって書き方が異なり形式面も統一されていないので，統一されたフォーマットを利用したい。
- ・判決書の構成として，事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニッサイ）とで重複する部分が多く，判断の部（ヴィニッサイ）においては，できる限り要約をするように心がけている。（裁判官，検察官）
- ・「したがって」という表現が多すぎる。最後に1回だけ使用すべき。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）は訴状と答弁書に基づいて作成されているようであるが，説明文が多すぎて分かりにくい部分が多い。条文にも重複が見られるため改善すべきである。（検察官）
- ・当事者に証拠を提出させる技術が重要である。例えば，相続の事件においては，内容を検討するプロセスに加えて，当事者に証拠を提出させるための質問の仕方，技術について記載して欲しい。（裁判官）
- ・登記を紛失した場合，それに代わる証明書を裁判所が発行している³⁷が，その事

³⁷ 民訴法330条，343条～「土地登記証を紛失したことの確認を求める申立て」。非訟手続である。

件類型についてもフォーマットを用意して欲しい。

- ・民事判決書マニュアルを改訂した後は、ぜひ全国に普及して欲しい。

エ 判決書の改善点等について

- ・多い事件類型は、土地の相続に関する事件、消費貸借契約の事件。相続については当事者や証人が協力してくれないことが多いため、困難な事件が多い。(裁判所長)
- ・売買の事件も多い。難しいと感じる事件は、動物の所有権に関する事件(牛と水牛の事件がほとんど。)や相続の事件。動物の所有権については証拠が不十分でありどのように判断すれば良いか分からない。相続については当事者が証拠を隠していることが多く、また、証言を信用できるか分からないなど、証拠の評価の仕方が難しい。民事判決書マニュアル改訂版には、動物の所有権と相続の事例を入れて欲しい。(若手の裁判官)
- ・事件の担当者は、事件ファイルを検討して書面にまとめ合議体に対して事件内容を説明する。証拠が足りなければ、再び記録を担当者に渡して証拠を探してもらう。
- ・裁判官が不足している。起案については裁判官補が担当していることが多い。
- ・裁判官の数が少ないので判決をする前に合議体以外に相談することもある。

オ その他

- ・検察官の意見書についても、能力や技術により人によって書き方が様々である。通常は事件の流れに従って当事者の主張をまとめ、条文を提示して終了となるが、それも経験によって異なる。民事判決書マニュアルに類型別の記載例があれば検察官にとっても参考になる。(検察官)
- ・人証より書証の方が証拠の重みがある。(裁判官)
- ・民事事件では、書証の方が基本の証拠。相続では遺言など書類が最も重要。刑事事件では、証人の方が重みのある証拠だと思う。(検察官)

(7) パクセーにおける調査結果(6月21日午前)

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・判決書作成に利用してきた。(裁判官3名)
- ・現在、裁判所の研修所では裁判研修所マニュアルを使って判決について教えており、若手は民事判決書マニュアルを使った研修を受けていない。民事判決書マニュアル改訂後は、全国で改訂版を使用した研修を受けられるように普及して欲しい。

イ その他の執務資料について

- ・民事判決書マニュアル以外に参考として利用している執務資料としては、裁判研修所マニュアル及び最高裁判所の通達である。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・民事判決書マニュアルと裁判研修所マニュアルについては、どちらも利用されて

- いるが、フォントのサイズの指定、数字の書き方等形式面が統一されていない。
- ・会社の種類（株式会社、合弁会社等）、代理人がいる場合の記載方法、当事者の法廷への出席の有無による記載方法の違いなどについて、書き方を統一して欲しい。
 - ・内閣府が原稿の余白の広さ（左から何センチ、上から何センチ）などスペースの決まりまで記載したマニュアルを作成しているが、判決書についても同じようなマニュアルを作って欲しい。
 - ・民事判決書マニュアルにおいては、各参考資料の矛盾点を調整した上で通達の内容をまとめて取り入れて欲しい。

エ 判決書の改善点等について

- ・判決書に条文を記載する場合には、一般市民が読んでも分かるようにするため条文の番号だけでなく条文の内容も記載すべきである。
- ・事件のまとめ（事件の内容、ヌアーカディ）が長すぎることもある。
- ・判断の部（ヴィニッサイ）については、より細かな説明を記載すべきであるが、現在の説明は読み手を混乱させ分かりにくい、争点が何か読んでも分からない、事実認定の流れが分からないといった問題がある。どのように事実認定をするか流れを明確にすべきである。
- ・事件の内容（ヌアーカディ）においては、当事者の請求に基づき流れを説明するだけでなく、法律に基づいて争点まで決定する必要がある。それを前提にして判断の部（ヴィニッサイ）において証拠を示して解決をする必要がある。
- ・「裁判官の意見があれば、判断の部（ヴィニッサイ）に詳しく書いても良い」とマニュアルに明示して欲しい。（裁判官）
- ・判断の部（ヴィニッサイ）と結論にそごがあったり、論理的につながっていない。
- ・訴訟費用の記載の仕方が分からない。
- ・事件名の書き方が統一されていない。

オ 訴状の受付から判決起案までについて（チャンパーサク県裁判所の場合）

- ・流れは、以下のとおりである。
 - ① 原告が訴状を提出する際に、書記官は、訴状の様式は合っているか、請求の目的や内容は明確か、証拠として何があるかなどについて、1人で確認する³⁸。
 - ② 書記官は、証拠が足りない場合には、原告に対し追加で証拠を収集するよう助言し、法的主張になるように主張についても助言する。
 - ③ 書記官の助言を受けて原告が訴状を修正して再提出した場合には、裁判所長が訴状を確認し、受理するかどうか決定する。
 - ④ 訴状を受理した後は、民事事件の場合には事件を民事部長（裁判官）に渡し、

³⁸ 民訴法59条「書記官は、訴訟手続において・・・訴状、答弁書、反訴状、控訴状、破棄申立書及びその他の事件に関する書類を受領し審査する」。

民事部長が配点（誰が担当裁判官になるか）を決定する。

⑤ その後、事件ファイルの担当者（ここでは、書記官という説明）が判決起案をし、合議体の長に提出する。

⑥ 合議体の長は判決起案にペンなどで訂正を入れ、それをもとに再修正して問題なければ、合議体から署名をもらう。

・書記官は、訴状受付についての研修を受けている。

カ 争点整理について

・被告が認めている事実については証拠を収集する必要がない。証拠に基づいて判断する必要がない場合には簡潔な記載で足りる。例えば、消費貸借事件において、被告が事実を認めており、ただお金が無くて支払えないだけというような場合には、和解をすすめ、どのタイミングでいくら払えるかという内容で話し合いを進めていく。（裁判官）

キ 証拠の収集・判断について

・Q：訴訟において、文書が全く無い場合に証言のみで事実を認めることがあるか。（佐竹）

A：ラオスでは書証がほとんどないので、証人のみで認定せざるを得ないことがある。しかし、証言よりもメッセージの履歴等の間接証拠の方が重要な証拠である。（裁判官）

・文書について、村長のサインがある場合とない場合があるが、村長のサインがあっても当事者片方のサインがなければ意味がない。基本的に確認するのは、当事者双方のサインがあるかどうか。

・ラオスにおいてはDNA鑑定をできる場所がなく、鑑定が必要な事件であっても、間接事実を集めて判断している。

ク その他

・チャンパーサック県の事件類型で多いのは、土地の所有権の問題、消費貸借、銀行が請求する事件。事実認定が難しいのは、相続の事件と所有権の事件。

・判決に記載する「事件名」は、重要であり、争点の特定と事実認定をした後で担当者が事件名を提案し、所長が決定する。事件名を決めた後で、証拠をさらに集めて事件名を変更することもある。

・Q：土地の所有権に関する争いについて、原告が登記の抹消を求める場合と土地の明渡しを求める場合があるが、原告が登記の抹消のみを求めている場合に、それを尊重した判決を書くか。（鈴木）

A：原告が訴状において登記の抹消を求めていたとしても、争いは土地の所有権の有無であるので、登記抹消と明渡しどちらも判断する。（裁判官）

A：原告が求めていることは登記の抹消だけであるのでそれを尊重し、それ以外の判断はしない。（上記回答者とは別の裁判官）

(8) ヴィエンチャンにおける追加調査結果（7月23日午前）

ア 民事判決書マニュアルの利用状況について

- ・判決作成の際に参照している。民事判決書マニュアルのおかげで、昔に比べたら判決は良くなっている。

イ その他の執務資料について

- ・確定判決を参照している。

ウ 民事判決書マニュアルの改善点等について

- ・民訴法等の法改正に対応してほしい。

エ 判決起案等の流れについて（ヴィエンチャン首都裁判所の場合）

- ・流れは次のとおりである。

- ① 判決起案は、専門職員（法曹資格者ではない）又は裁判官補が行う。書記官は事件の中身を十分把握していないので判決起案をすることはない。
- ② 毎週、開催される検討会において、合議体、裁判所副長官、担当の裁判官補及び担当の専門職員が参加し、係属事件について多数決を行い、結論を決める。意見がちょうど5：5に分かれたときは結論を出さず、弁論を開いてから、再度、検討会を開く。
- ③ 弁論期日の前に起案担当者が民事事件要約書を作成し、第1審では検察院に送付し、検察官は期日に出席して意見を述べる。控訴審の場合、民事事件要約書とともに事件記録も検察院に送付し、検察官は書面において意見を述べる。
- ④ 弁論期日の前に、民事事件要約書と並行して、判決草案の事件の内容（ヌアーカディ）までは起案する。期日において新たな証拠等が出るかもしれないので、判断の部（ヴィニツサイ）と主文は、期日後に作成する。
- ⑤ 弁論を開くまでに、心証は8割方、形成されている。
- ⑥ 合議体の裁判長は、民事事件要約書及び判決草案にペンを入れて修正する。
- ⑦ 判決後、判決原本を作成する。書記官は、判決原本を司法省執行局に送付する前に誤字チェックをする。

オ 判決書の改善点等について

- ・判決起案担当者は、公判を傍聴しないで事件記録のみを見て起案するので、弁論期日で提出された新たな証拠等を把握できないという問題がある。
- ・判決起案担当者が民事判決書マニュアルを十分に読んでいないことがある。

カ 職員採用のプロセスについて

- ・専門職員から書記官になったり裁判官補になったりし、裁判官補から裁判官になる。
- ・最初の採用段階では、一般公務員という身分である。その後、経理や人事といった一般事務の仕事をするか、法律のような専門職になるか選択していく。
- ・書記官になるための研修があるが、常に行われているわけではなく、たまにしか行われない。

- ・将来、裁判官補になる候補を狙って、判決起案をさせることもある。
- ・書記官が不足している場合に、専門職員に書記官の仕事をさせることもある。
- ・裁判官が不足している場合に、書記官に裁判官の仕事をさせることもある。
- ・「この職員は書記官に向いている」と判断したら、書記官として育て、その職員は裁判官補にはならず、書記官に任命される。

キ その他

- ・弁論期日を延期するには、裁判官が当事者の提出した理由書を読んで理由が合理的かどうか判断する。3回までは延期できるが、4回目は特別な事情がない限り、延期できない。これは第1審でも控訴審でも同じである。
- ・ヴィエンチャン首都裁判所には、刑事部、民事部、商事部及び少年部がある。民事部の裁判官は10人、民事部の書記官や裁判官補等の職員は11人である。
- ・民事部の未済事件は、現在、320件である（第1審事件と控訴事件を含む）。

(9) ヴィエンチャンにおける追加調査の結果（7月23日午後）

ア 執行手続等について

- ・判決の執行は、以前は地方裁判所が管轄していた。2004年に判決執行法ができて、執行部を裁判所から司法省に移管した。
- ・民事判決を執行する手続としては、まず、敗訴した当事者を呼び出し、判決の内容を説明する。その後、勝訴側も呼んで、判決内容の履行について話し合ってもらい、合意できれば合意に基づき履行してもらう。
- ・敗訴した当事者が履行せず履行の合意に至らない場合（例えば1億キープの債務について債務者が月100万キープしか払えないと述べる一方、債権者は一括で払ってもらいたい場合）、債務者の不動産を評価した上、債務者自ら広告等を出して売却してもらう。45日間を過ぎても売却できない場合、執行局が広告を出して売却する。30日間を過ぎても売却できない場合、首相令に基づいて不動産価格を2割まで減額できる。減額した場合、債務者自らが売却する。30日間を過ぎても売却できない場合、執行局が広告を出して売却する。30日間を過ぎても売却できず、その他の方法でも売却できない場合、執行局が広告を出す方法を繰り返して売れるまで行う。この手続は、不動産も動産も同じ。
- ・上記売却の流れは、2013年6月4日付け首相令158号「裁判所判決執行における財産の評価、譲渡に関する首相令」に基づいている。
- ・不動産の評価をするのは、事件毎に組織される評価委員会である。司法省から要望を出して県知事（ヴィエンチャンだと市長）と副県知事が委員を選出する。当該委員会では、執行する財産に関係する人材を委員として選出する。例えば不動産の場合は公共事業局や建築局の職員、土地の場合は天然資源環境局、森林だったら環境省等。この選出は、実際には、なかなか大変である。
- ・不動産登記の抹消を命ずる判決の場合、執行局が登記を管轄する部署に命令して自動的に抹消されるのであって、当事者による話し合いは行われない。

- ・不動産の明渡しを命ずる判決の場合、執行局は、債務者に明渡しを命じ、原則として90日以内に明け渡さないといけない。明渡猶予期間は、単身者であって明渡しが容易である場合など事情に応じて短くすることができる。命令を出しても明け渡さない場合、占有者を説得し、それでも明け渡さない場合、強制的に明け渡す。
- ・執行妨害（例えばAからBに対して明渡しを命ずる判決が出たのに、不動産を占有しているのはCである場合）は多く、問題になっている。この場合、執行局から裁判所に状況を説明し、裁判所がCに対し明け渡せなどの指示を出し、執行局は、裁判所の指示の通りに執行する。
- ・債権執行も可能。例えば、債務者が給与債権を有するとき、給与から債務を差し引いて債権者に渡すことができる。給与から何パーセント差し引くかについて法令の定めは無く、実情を見て判断する。
- ・ラオスでは、判決執行をするのは大変なことである。
- ・執行には相当長期間かかる。財産がない、債務者が逃亡したなどの理由で1990年代の未済事件もある。
- ・執行局は、執行できるまで方法を探して執行する。事件を終結しなければならない期間はないので、債務者に財産が一切ないと分かったら事件を放置し、債務者に財産ができるまで待つ。債務者が死亡するまで事件は係属する³⁹。
- ・簡単な事件では、主文のみ読む。当事者多数の場合など複雑な事件の場合は、内容を理解するために判断の部も読む。
- ・分かりやすい判決は、主文だけ読めばすむが、分かりにくい判決では判断の部（ヴィニツサイ）も読まないといけない。ラオスでは不動産の取得経緯等が不明のことが多い。もっと詳細に説明して欲しい。
- ・判決の意味が不明なとき、裁判所に書面で質問する。この手続は裁判所と司法省にまたがるので、時間がかかり、最低でも1か月かかる。2、3か月かかるものもあるので、執行の迅速さを害する。裁判官を呼び出して口頭で話を聞く手続はない。
- ・請求棄却の判決であっても執行局に送付され、債務者に履行するか確認するので、敗訴判決であっても執行されることがある⁴⁰。

イ 判決書の改善点等について

- ・分かりやすく、全ての事情を記載してもらいたい。
- ・当事者になっているAとBだけでなく、Cも絡んでくる事件があるから、Cも公判に呼び出して欲しい。
- ・敗訴側を説得できるような理由を記載して欲しい。

³⁹ 消滅時効は考えられていないようである。

⁴⁰ 2019年7月24日～26日のリトリートの際にSWGメンバーがした発言。執行局の調査の結果ではないが、便宜上、ここに記載する。

- ・「当時の銀行の金利によって計算する」と記載する判決があるが、いつの時点の金利になるか明示して欲しい。執行局の職員によって解釈が分かれる。
- ・Bに対しAに土地を明け渡せと命じる判決と共に登記簿をAに返せという判決も出ることがある。しかし、Bは登記簿を担保に入れていて、Bは登記簿を持っていないことがあり、執行できない。
- ・「当該財産を等分せよ」という判決が出たとき、例えば家1軒だとどう分けるか困ってしまう。財産ある人が優先的に家を購入できるなどの方法を記載して欲しい。
- ・身体、生命、名誉の侵害についての損害賠償請求のとき、認容した金額の根拠を記載してほしい。請求額を下回る認容をするとき、「請求額が高すぎて合理的でない」や「その金額を認める証拠が十分でない」とのみ記載するものがあり、理由として具体的でなく、不十分である。当事者を説得できない。
- ・離婚の際の財産分与を命ずる判決において、当該財産の所在が記載されていない。執行段階で初めて財産の所在を調べることになって大変である。判決の段階で「Aさんの下にある当該財産を分けなさい」などと記載して欲しい。
- ・当事者の姓が記載されていなかったり、住所の番地が不足していたりして、当事者を呼び出せないことがある。
- ・裁判所が車の差押命令を出したが、執行の段階になると既に車が壊れていたり、既に存在していないことがある。

5 調査結果の分析

(1) 民事判決書マニュアルの利用について

民事判決書マニュアルについて、条文は古くなっているものの、参照している裁判官等が多いことが分かりました。ただし、地域と年代によって利用頻度に格差があり、特に若い裁判官には、あまり読まれていないようです。改訂版は、裁判所の研修所で使用してもらうなど今後も引き継がれるような工夫をする必要があります。

また、民事判決書マニュアル以外に裁判研修所マニュアルと最高裁の通達も参照されており、現場では「民事判決書マニュアルを使用する派」と「裁判研修所マニュアルを使用する派」に分かれているようです。いずれにしても現状の判決には問題点が多数あるので、今後、民事判決書マニュアルに裁判研修所マニュアル及び最高裁の通達の内容も取り込んで、参考資料の統一化を図る必要があります。

(2) 判決書の問題点

「判決が分かりにくい」という声が多数聞かれました。具体的には、事件内容（ヌアーカディー。日本でいう「事案の概要」部分）と事件の分析部分（ヴィニッサイ。日本でいう「争点に対する判断」部分）の内容が理解できない、争点が適切に設定されていない、判決理由と主文にそごがある、主文が不明瞭である、当事者の主張のまとめ部分は訴状や答弁書のコピー&ペーストであり主張の整理がされていない、当事

者の主張が繰り返し記載されており無駄である、といった意見が多数ありました。

また、執行部門の立場から判決が分かりにくいという意見もありました。ただし、ラオスでは当事者の申立てがなくても確定判決が自動的に執行部門に送付された上、当事者を呼び出して和解のようなことが行われており、執行担当者の裁量が大きく、日本のように主文を忠実に執行しているわけではないようです。したがって、現在の執行手続を前提にすれば、主文については日本のように余事記載を削ぎ落して最低限の記載に絞る必要はないかもしれません。

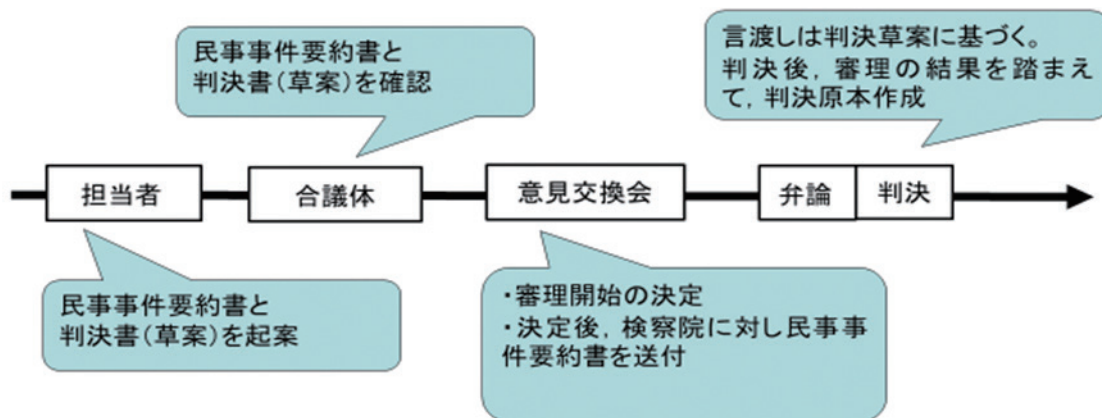
そうすると、重要なのは、やはり事件の内容（ヌアーカディ）と判断の部（ヴィニッサイ）になります。

(3) 判決作成の過程

ア ラオスにおいては、合議体が期日の前に民事一件記録を読んで、必要と思われる情報（典型例は登記や当事者の資産）について職権で調査し、また、不足する証拠があると思ったら当事者に提出させ、裁判官において8割方の心証が形成できた段階で弁論期日が開かれます。証拠が足りずにどちらが勝訴するか心証が形成できない場合は、期日を延期して、さらに合議体は調査します。

この心証形成について、前記のとおり、ルアンパバーン及び首都では、合議体を含めた意見交換会を定期的に行き、心証について合議体以外の者も含めて多数決を採っているという事実が明らかになりました。

判決起案の流れをまとめると、次のとおりです。



ラオス憲法94条2項は「裁判官は独立し、法にのみ従って行動しなければならない。」と規定しています。また、同条1項は「人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。」と規定しており、同条は「裁判所」（ラオス語でサーアン）、と「裁判官」（ラオス語でプーピーパークサー）の語を使い分けています。そうすると、ラオス憲法は、「裁判所の独立」だけでなく「裁判官の独立」も規定しているように読めます。

このように考えると、前記の多数決方式は、裁判官の独立に反している可能性があります。もし文言とは異なって個々の裁判官の独立は憲法上要請されないという

解釈を採るならば、その理論的な整理が必要です。しかし、特に意識されないまま実務では多数決方式が確立してしまっているようです。

イ 判決起案については、合議体の裁判官以外が行うことが多いことが明らかになりました。合議体に含まれない判事補や、法曹資格者ではない裁判所職員が行うこともあるようです。

裁判官がきちんと添削すれば合議体以外の者が判決草案を作成しても問題ないといえるものの、単純な事件だけでなく、どのような事件であっても裁判官以外が起案することが多いようです。その上、分かりにくい判決が多いことからして、裁判官が起案者に対し的確に添削や指導しているか疑わしいと思われれます。民事判決書マニュアル改訂版は、裁判官だけでなく、起案を担当する裁判所職員等にも普及する必要があります。

(4) 訴訟物

ア パクセーにおいて傍聴した裁判（別紙4）は、母親である原告が、「老後も原告の面倒を見る」という負担付きで実家の土地と家を被告である娘に対して贈与して移転登記をしましたが（詳細について争いあり）、原告と被告の仲が悪くなり、原告が被告に対し、当該土地と家の登記の抹消を求めた事案でした。

弁論期日の冒頭では、裁判長から当事者に対し原告が登記の抹消を請求することを確認していたのですが、途中から土地と家の返還の話が混ざっていました。

判決においては、被告に対し、本件土地と家の登記の抹消だけでなく返還も命じた上、原告に対し、被告が本件家のフェンスを作った費用200万キープ（約2万5千円）の支払を命じていました。

イ ラオスの民事裁判においては職権主義的な進行がされ、訴訟物があるとすれば日本という新訴訟物理論のようなものであると予想していたので、原告が抹消登記を求める事件において、抹消登記請求のみならず不動産の返還請求について審理されることは予想の範囲内でした。しかし、被告は原告に対して反訴を提起していなかったのに、裁判所は判決において反訴請求がされたかのように請求権を設定し、原告に対し、いきなり金銭の支払を命じたのです。

被告の尋問において、被告が費用を支出して実家のフェンスを直した話は事情としては出てきていたものの、被告は当該支出について訴えを提起したわけではありません。また、期日の中で被告に反訴を提起するかについて確認もされていませんでした。したがって、反訴については、支払を命じられた原告にはもちろん、被告にとって利益になるものの被告も請求はしていなかったので、当事者双方について、不意打ちであったと思われれます。

ウ さらに、審理の中では「被告が原告をきちんと世話していたか」という点について中心的に尋問され、争点は負担の履行の有無だと思われましたが、判決は、そもそも原告が被告に対して負担付き贈与した際の書類の記載に誤りがあったので贈与契約が無効であった旨を認定し、被告に土地及び家の登記抹消と返還を命じていま

した。

本訴についても、当事者にとってかなり不意打ちの認定であったといえます（贈与した際に作成した書類に不備があったら契約が無効になるのか疑問を持ちましたし、また、原告と被告の仲は悪化していたものの、被告は食事を作るなど原告の世話をしていたので、負担付き贈与の負担を履行していたと評価できると思われ被告が勝訴すると予想していたので、結論的にも疑問を持ちました。）。

エ 傍聴後、当該裁判合議体の裁判長に対し、判決の意図を質問しました。すると、評議の結果、負担付き贈与の解除を認める判決になったため、要するに巻き戻しとして家にかけた費用の返還も命じるべきだという結論に至ったということのようです。

また、当該合議体の1人に対し、「一般的に、原告が登記の抹消請求を求める意思を明確にしていた場合でも、土地の返還を命じる判決を下すのは通常か」と質問したところ、「登記の抹消請求の事案であっても、結局、所有権に関する争いなので、土地の返還を命じるのが妥当である」との回答でした。

しかし、この回答を聞いていた他の裁判官（傍聴した事件の合議体メンバーではない）は、「私の場合は、原告が登記の抹消にこだわっていれば、登記に関する判決だけ下すのが妥当だと思う」との意見でした。

オ ラオスでは日本のように細分化された訴訟物を原則としていないのは間違いありませんが、後記のリトリートにおける議論を見ても、具体的な考え方は裁判官によって異なるようでした。また、原告から被告に対する請求権を広く設定するだけでなく、被告から原告に対する反訴請求権も裁判所が職権で設定する場合もあるという実態が分かりました。

この点について、後記のリトリートにおいて鈴木から説明をしたところ、SWGメンバーから「登記の抹消を求める請求に対して登記の抹消を認容するのが原則である。登記の抹消を求める請求に対して不動産の明渡しを認容したり所有権の確認をするのは、原則ではない。どのような場合に、後者のような判決をすべきか検討する必要がある」旨の発言がありました。

従前は、当事者の請求と主文の関係（訴訟物理論）について検討されて来なかったようですが、今後は理論的に考える必要があります。

また、今回、パクセーで傍聴した事件において反訴請求を設定したのはあまりに不意打ちであり、争点逸脱認定の問題にもなり得ます。訴訟物理論だけでなく、争点整理や訴訟指揮の問題でもあると思います。

(5) 事件名

ア ラオスの民事判決には、日本と同様、事件名が記載されます（別紙1参照）。

今回の調査において、訴状において原告が事件名を正確に記載してくれない、判決に事件名をどう記載すべきか分からないといった声が聞かれたほか、事件名の決め方について、事件の担当合議体が記録を検討して事件名を提案して所長が事件名

を最終決定するとの回答がありました。

イ 日本において事件名は大きな問題ではなく、当事者が記載したものをそのまま記録や判決に記載するに過ぎません。例えば本当は売買契約の事件であるのに「貸金返還請求事件」と当事者が記載しても問題はなく、事件名は「貸金返還請求事件」になります。

ウ しかし、ラオスにおいては、正確な事件名を決めることを重要視して熱心に議論する様子がみられました。日本側との考えがかみ合わない原因の1つは、どうやら言語の問題によることが判明しました。

民事判決書マニュアルにおいて、日本でいう事件名の部分は「ギョールアン」というラオス語が使用されています。「ルアン」とは「タイトル」という意味であり、「ギョー」とは「関係する」⁴¹という意味であるそうです。つまり、日本では単なる「事件名」という欄が「関係するタイトル」という意味深長な名前になっており、そこには「争点を特定して、事件に関連するタイトルを付けよ」という響きが感じられるそうです(このラオス語は日常会話で使用される単語ではなく、判決書マニュアルにおいて使用される特別な用語だそうです)。

このような文言における背景のほか、「争点を特定することが大事である」という認識が(喜ばしいことに)ラオスに広がっていることが合わさって、「的確に争点を特定した上で、ふさわしい事件名をつける」ということがいわば目標になっており、事件名は所長が決定するといった最重要事項に昇格してしまったと思われます。

エ このような実情からすれば、今後、民事判決書マニュアルの改訂において、「事件名」という概念をどう考えるかは大きな議論になると思われます。

的確な事件名を記載すべきというのも1つの考え方であるとは思いますが、結局「損害賠償請求事件」や「売買代金請求事件」といった抽象的な事件名しか付けられないため、これより具体化した争点の特定(例えば「被告は売買代金を支払ったか」という具体的な記載)にはつながらないように思います。あるいは後記のとおり、ラオスでよくみられる譲渡担保契約の場合、「売買契約」でも「消費貸借契約」でも的確な事件名といえるのであって、「売買契約と書くべきか消費貸借契約と書くべきか」と事件名を考えるのに労力を割くことが最適とは思われません。費用対効果を踏まえてどうするのが最適か、ラオス側の意思を確認しながら、今後、検討する必要があります。

オ さらに、過去のプロジェクトにおいて判決書マニュアルを作成した際、日本の「民事判決起案の手引き」を参考にしたと思われますが、なぜ事件名に「ギョールアン」というラオス語訳をあてたのか、あるいはラオスでは従前から事件名を重視する実務があつてそれに合わせたのか、経緯を追加で調査する必要もあると思います。

⁴¹「釣り針」の意味もあるという。引っ掛けて物を釣るという名詞の釣り針が転じて「関連する」という形容詞の意味になったと思われる。

(6) 実体法の問題

ア 「貸金の担保を偽装して土地の売買契約を行う」という事例が多くあるようです。このような事案について「消費貸借契約か売買契約かの認定が難しい」という声が多く聞かれました。

しかし、日本では判例を中心に譲渡担保という理論が発達し、担保のための売買契約は無効ではなく、正面からそのような非典型契約を認めています。ラオスでも「実体は担保、形式は売買」という点は理解されているようですが、理論的な整理はされていないようです。もちろん、譲渡担保についてラオスが日本と同じ結論を採る必要はありませんが、現状では、ラオスでは実体法上の整理がされないまま「売買契約として認定してよいのか」という訴訟上の事実認定の問題にすり替わってしまっているように感じました。

(7) 証拠の信用性等

人証よりも書証の証拠価値が高いと考える法曹が多いようです（この点について法律上の規定はありません）。しかし、ラオスでは、訴訟において書証が提出されないことが多く、「書証がないとどのように事実認定をして良いか分からない」といった声が多く聞かれました。

今後、実体法だけでなく供述の信用性判断等の立証に関する理論の整理も必要だと分かりました。

6 今後の活動について

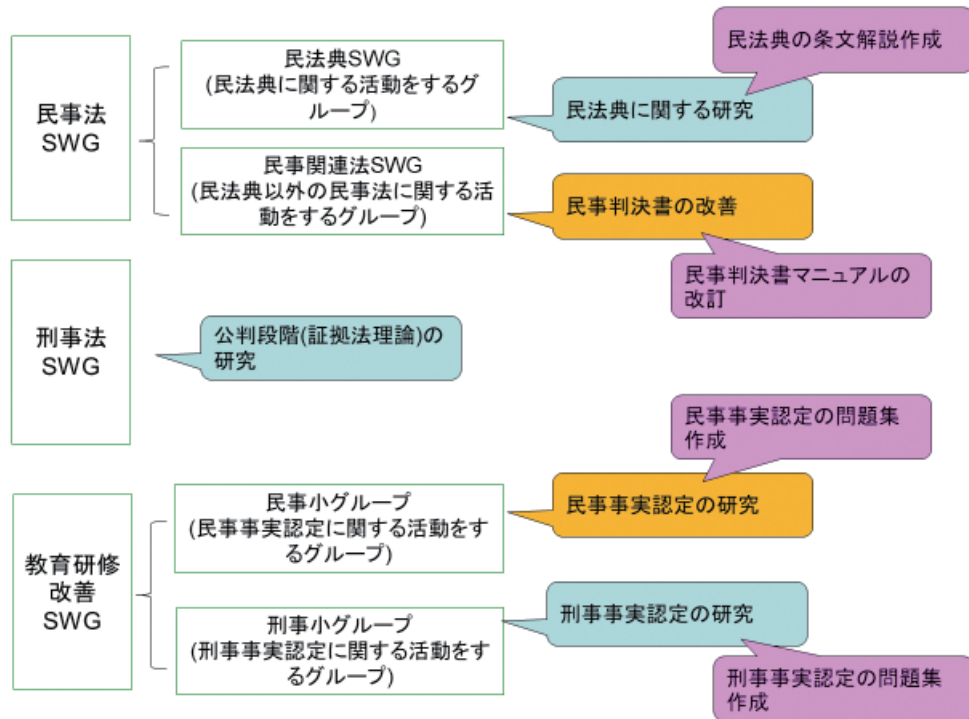
以上の調査を踏まえ、2019年7月23日（火）から同月26日（金）にかけて、民事法SWGと教育研修改善SWGの合同でリトリート（合宿）が行われました。

そこでは、ラオス側と日本側からそれぞれ調査結果のまとめと民事判決書の改善点について発表がされた上、調査で取り上げた2件の裁判例を使って具体的な問題点について議論がされました。

その結果、民事判決書の問題点は、大きく分けて①的確に条文を摘示することや記載内容の重複の解消といった技術的な点、②実体法に則して判決理由を記載すべきことや民訴法の改正を踏まえた争点整理をすべきといった法理論を踏まえた点の2つに集約されることがラオス側と日本側で確認されました。

当該リトリートの後、合同で行われていた活動はひとまず終了し、今後、民事関連SWGは民事判決書マニュアルの改善を、教育研修改善SWGは民事事実認定のための問題集の作成を、それぞれ進めることになりました。事実認定のための問題集作成については、刑事のグループとの合同活動も予定されています。

民事判決書に関する今後の活動を図示すると、次のとおりです。



7 所感 (まとめ)

(1) 佐竹の所感

ア ヴィエンチャン，ルアンパバーン，チャンパーサックでの調査を行い，ラオスの民事訴訟における審理の実情，判決書の改善点を把握する良い機会となりました。判決書の改訂に関する活動を行うにあたっては，今回得られた情報をもとにラオスと日本の違いを意識した上で進めていければと思います。

イ 調査の前に，ラオスの民事判決文の分かりにくい原因は何かを分析した際，①要件に基づく主張立証といった考え方が浸透しておらず，ある法的効果を発生させるためには，どのような要件が必要か十分に整理されていない，②争点整理自体は行われているものの，①が整理されていないため，ただ単に当事者の主張が一致しない点を争点としている，あるいは，特定されていない抽象的な内容を争点としていて，何を認定すべきであるかがそもそも不明確である，そして，③証拠の信用性判断の方法等証拠の評価の仕方が整理されておらず，どのように認定すれば良いかの理論が発展していない点に主な原因があるのではないかと仮説を立てていました。

調査の結果，これらの仮説が概ね間違っていないことが分かりましたが，事前には予想していなかったラオス側の問題意識も多く知ることができました。ラオスの現場の裁判官が判決文を書きやすくなるという観点からは，ラオス側からあがってきている（日本側からみればそこまで重要とは思われない点でもあっても）様々な問題点にも対応していくことが必要であると思います。プロジェクトのスケジュールの点から全てに時間をかけて対応することは難しいかもしれませんが，優先順位を付けつつ，検討をしていきたいと考えています。

ウ また、現行の民事判決書マニュアルは、地域と年代によって利用頻度に格差があることが分かりました。そのために、どうやって普及し、仕組み化を行っていくかが将来の課題となりそうです。普及に関して言えば、改訂された点を紹介するだけでは不十分であり、実際に起案をしてもらう等実践的なトレーニングをする必要があると思います。例えば、自白について、現在では、当事者の主張をずらずらと並列的に記載するのみでどこを認めているのかについて読み手が双方の主張を照らし合わせて見なければいけません。読み手にとって分かりやすい記載方法を習得するためには、民事判決書マニュアルの改訂をするだけでなく、実際に手を動かして起案してみる等トレーニングの時間を想定しておく必要があると思います。

また、仕組み化としては、裁判所の研修所で行われている研修において、民事判決書マニュアルが利用されるようにしていくことが望ましいと言えますので、改訂の段階からこの点を見据えた裁判所との協議を行っていければと思います。

エ 今回、調査を行うにあたっては、SWGのメンバーが主体的に質問を行い、聞き取った内容について報告書にまとめています。参加メンバーは真面目に熱心に調査に取り組んでいました。作成された報告書の内容は、「いつ、誰が参加し、誰から話を聞き、何と言っていた」という点が多く、分析が十分になされているとまでは言い難いものもありますが、その後のリトリートにおいては、調査の結果を踏まえた建設的な指摘が数多くありました。

SWGのメンバーは、裁判官のみならず、検察官、大学の先生、司法省の職員、弁護士から構成されており、マニュアルの改訂においては困難な面も予想されますが、改訂にあたっては、今回の調査で得られた情報を十分に活かして取り組んでいければと思います。

(2) 鈴木在所感

ア 調査前は、ラオスと日本の民事裁判実務は全く異なるものだと予想していたのですが、調査の結果、驚いたのは、日本と多くの共通点を見つけたことです。

まず、傍聴した裁判の訴訟指揮は、日本の本人訴訟の際の訴訟指揮と似ていました（本人訴訟に日本の家事調停の色彩も加えたもののように思いました。）。また、日本の弁論準備手続期日で行われていることがラオスでは期日外で行われているに過ぎず、裁判官が尋問前に概ね心証形成している点も同じだと思います。

さらに、民事判決書の問題点についてラオス人から聞かれた意見が、概ね日本側と同じだったことにも驚きました。争点を絞るべきことや当事者本人にも分かりやすい判決を書くべきこと（特に敗訴者に対する説得性が重要であること）などは万国共通であると実感しました。

イ 現在のラオスの民事裁判実務における1番の問題点は、個々の裁判官が事件ごとに、いわば、行き当たりばったりで判断しているのではないかとと思われることです。

その原因は、ラオスの法学教育は30年しか歴史がなく、現在も理論が構築されていないことにあります。そのため、判決に「正解」も「間違い」もないと思われる

ます（理論的に誤っているとして上訴審が覆すこともないと考えられます。）。例えば、前記のとおり、被告が請求していないのに反訴請求を設定して判決を下すことは適法かといった問題について、「物理的にやろうと思えばできる」「裁判官によって広く請求権を設定する者もいれば、当事者の主張を尊重する者もいる」といった実態が現にあります。しかし、広く請求権を設定するのは理論的に適法か、逆に狭く請求権を設定したら違法になるのかなどの一貫した観点からは検討されていません。

もっとも、司法には、個々の紛争をその場で終わらせるといった狭い機能だけでなく、公平性や一貫性、判決の予測可能性を持たせることや、立法府や世論に司法としての判断を示すといった大きな視点の役割もあります。理論の構築は、ラオスの現在の実務をさらに1歩進めて、司法の機能を大きく変える可能性を秘めています。

ウ また、現場で大きな問題となっていると思われるのが、裁判所の人手不足です。前記の意見交換会における心証形成や、裁判官以外が判決起案をするといった実務が形成されたのは、他の裁判官に十分に相談できる環境がなく、十分に起案する時間がないからといった、いずれも裁判官の不足が要因のようです。

訴訟件数が増加する中、人手不足解消を目指し、ラオスでは法改正⁴²されて2018年から単独で事件を担当することも可能になりました（従前は全件が合議事件でした。）。しかし、経験がなく裁判官に自信がないことから2019年7月現在、未だに全国で1件も単独事件として扱ったことはないそうです。今回の調査で傍聴した2件の事件も日本であれば必ず単独事件として扱われる単純な事件でしたが、3人の合議体によって審理され、効率的ではない実情を目の当たりにしました。

エ 民事判決書のマニュアルを改訂して普及すれば、単独で事件を扱うことも容易になります。これは、ある程度、即効性のある活動だといえます。

一方、理論の構築は1年や2年でできるものではなく、10年や20年かかるかもしれません。今後、プロジェクトにおいて予定されている、事実認定のための問題集作成やラオスの法学教育のカリキュラム作成等の活動を通じて徐々に理論が構築されていくでしょう。

2001年頃のラオスの判決には、理由が記載されず、適用法条も書かれていなかったそうですが⁴³、そこから18年経った現在のラオスの判決には、判決理由も適用法条も記載されています（別紙1参照）。これは、過去に民事判決書マニュアルを作成した成果です。調査結果のとおり、現行プロジェクトでは、いかに判決理由を分かりやすく書くか、必要十分な法令の摘示とは何か、などについて検討して

⁴² 裁判所法13条1項ただし書「ただし、軽微、小規模、高額でない事件、又は原告、被告双方がすでに認諾している場合、裁判官一人で第一審判決を審理することができる。」

⁴³ 田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトー民事判決書マニュアルー」（ICD NEWS 2007年12月号）参照。

おり，2歩も3歩も進んだ活動になっています。

さらに今から10年か20年後，ラオスにおいて，理論に裏付けされた，より説得性のある判決がされているはずです。

別紙1 <ラオスの民事判決の例>⁴⁴



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

〇〇裁判所

一審民事合議体

第〇〇号／一審・民事

〇〇年〇月〇日付

判 決

〇〇裁判所の民事合議体は以下の者から構成される

〇〇様	裁判長
〇〇様	陪席
〇〇様	陪席
〇〇様	書記官
〇〇（女性）様	〇〇検察院の長 代理出席

⁴⁴ 判決内の<>の部分は、佐竹及び鈴木による記載である。

○年○月○日、午後○時○○分に○○裁判所の民事法廷にて、事件番号・第○号／一審民事・○年○月○日付の民事事件を審理するために開廷した。

当事者

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：商売，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………原告

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：社員，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………原告の代理人

男性○○，年齢○○歳，国籍：ラオス，職業：商売，現在は○○郡，○○村の第○番地に住んでいる。……………被告

事件名：消費貸借契約及び売買契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

ラオス裁判所法2017年改正版及び2012年改正版の民訴法に定めている裁判所の任務及び権限に基づき；

原告，原告代理人，被告に対して，今回の事件を審理する合議体の構成員，書記官の氏名，審理対象事件の事件名を告知した。

原告，原告代理人，被告に対して，合議体又は合議体の中のメンバー，書記官に対する忌避権を告知した。

原告，原告代理人，被告からの公判での供述を傍聴した。

○○検察院の長による意見陳述を傍聴した。

事件の内容⁴⁵

○年○月○日付の訴状，○年○月○日付の調書，○年○月○日付及び○年○月○日付の両側立会いの調書によれば，男性○○（原告）及び男性○○（原告代理人）らは次の通り主張している：……＜以下省略＞

○年○月○日付の答弁書，○年○月○日付の調書，○年○月○日付，○年○月○日及び○年○月○日付の両側立会いの調書によれば，男性○○（被告）は次の通り主張している：……＜以下省略＞

⁴⁵ ラオス語で「ヌアーカディー」。当事者の主張を適示しているようである。

判断の部⁴⁶

本件の資料及び証拠そして公判での審理結果を検討した上、次の通りまとめることができる。

＜当事者の主張がまとめられている＞

裁判所がこれを検討した結果、相当性がない請求であると判断した。なぜなら・・・＜以下省略＞

上記述べた理由で、裁判所が2012年改正版の民訴法・第250条に基づいて検討した結果、原告の請求を全部棄却すると判断する。

男性〇〇（原告）の請求が相当でないと判断したため、原告には〇〇郡、〇〇村にある。面積〇〇平方メートルの土地の価格の2%を国家への納税としての納税義務を負担させる。

事件手続中に男性〇〇（原告）が裁判所預け金200,000キープ、事件ファイル表紙50,000キープそして現場調査のための費用として裁判所預け金3,000,000キープを合計3,250,000キープを納付している。なお、裁判所はその分を事件手続に全部使った：

具体的には、原告、原告代理人、被告、証人への召喚費用として合計180,000キープ、資料のコピー代20,000キープ、事件ファイルの表紙50,000キープそして現場調査に3,000,000キープを使用した。原告の請求が相当でないと判断されたことにより、その費用をそのまま原告の負担にする。そして、判決執行の際に、新たに発生する実際の費用に対し、原告の負担にする。

参照条文：2017年改正版の裁判所法・第16条及び第25条。

参照条文：1990年版所有権法・第28条及び第45条。

参照条文：2008年版の契約内外債務法・第39条。

参照条文：2012年改正版の民訴法・第115条、156条、158条、160条、・・・＜条文が羅列されている。以下省略。＞

参照条文：2006年版の裁判所手数料に関する法律・第6条、7条、8条、10条、・・・＜条文が羅列されている。以下省略。＞

これによって⁴⁷

〇〇裁判所は原告、原告代理人、被告の前で第一審として判決を下す。

判決：男性〇〇（原告）の〇〇年〇月〇日付の訴状は相当でない。

⁴⁶ ラオス語で「ヴィニッサイ」。判決理由が記載されているようである。

⁴⁷ 結論の部。ラオス語で「パークタッシン」。主文である。

男性〇〇（原告）の請求を全部棄却する。

<その他の主文について省略>

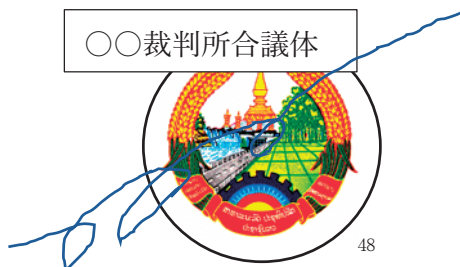
男性〇〇（原告）に裁判所預け金3,250,000キープを負担させる。

男性〇〇（原告）に,判決執行の際に,発生する新たな実費費用に対して負担する。

〇〇検察の長の代理に対し,この判決に不服があった場合,本日から20日間以内に異議申立てをすることができると告知した。

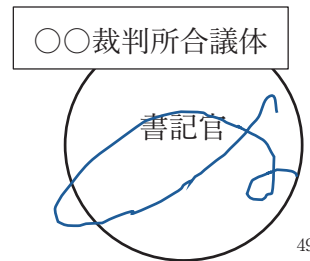
原告,原告代理人,被告に対し,この判決に不服があった場合,署名した日から20日間以内に控訴を申し立てる権利があると告知した。

合議体の裁判長



<裁判長の記名>

書記官



<書記官の記名>

⁴⁸ 裁判長の署名がされている。

⁴⁹ 書記官の署名がされている。書記官の署名の背景にラオスの紋章はない。

別紙2 <調査における質問事項>

◇民事判決書マニュアル（2006年版）について

1. これまでこのマニュアルは判決書に利用されてきたかどうか。利用されていない場合、その理由は。
2. このマニュアルが判決書に利用されていなかった場合、判決書の作成のために何を参考にしているか。
3. このマニュアルの利用を通して（見て）どう思うか。良い点、良くない点は。
4. このマニュアルと実務上の判決書では書き方に違いはあるか。
5. あなたからみてこのマニュアルをどのように改訂すべきか。

◇実務（一般論）について

6. 裁判官は、実務上で事件ファイルを検討する際に何を優先的に検討するか。
7. 判決書を書くにあたって困難な点、問題点は何か。
8. 判決書の書き方は、統一されているか。統一されていなければ、その理由は。
9. 事件の争点は特定された上で、わかりやすく記載されているか。されていなければ、その理由は。
10. 当事者が認めた事実（自白した事実）について、事実認定をしているかどうか（参考：民訴法178条2項）。その理由は。
11. 当事者が判決書を明確に理解できるため、どのように判決書を改善すると良いか。

※検察官と弁護士に対して

12. 検察官、弁護士から見て判決書の改善点はどこにあるか。
13. 判決の前に事件の争点が明確になっていると言えるか。
14. そう言えない場合には、その原因は何か。
15. 判決書の争点に関する事実認定の理由は説得的であるか。その理由は。

◇実務（調査で取り上げた裁判例2件に基づく）

16. この事件において、どこが事実認定すべき争点だと思うか。
17. あなたは、この事件が事実認定の条件、原則を満たしていると思うか。
18. 事件の争点はそれぞれ特定された上で、わかりやすく記載されているか。
19. 当事者が認めた事実は、それぞれ何か。それを事実認定していないか。
20. 争点についての判断はそれぞれ説得的であるか。
21. この判決書を改善するとすれば、それぞれどの点が改善点であるか。

※検察官と弁護士に対して

22. 検察官，弁護士から見てこの判決書の改善点はどこにあるか。
23. 判決の前に事件の争点が明確になっていると言えるか。
24. そう言えない場合には，その原因は何か。
25. 判決書の争点に関する事実認定の理由は説得的であると言えるか。その理由は。

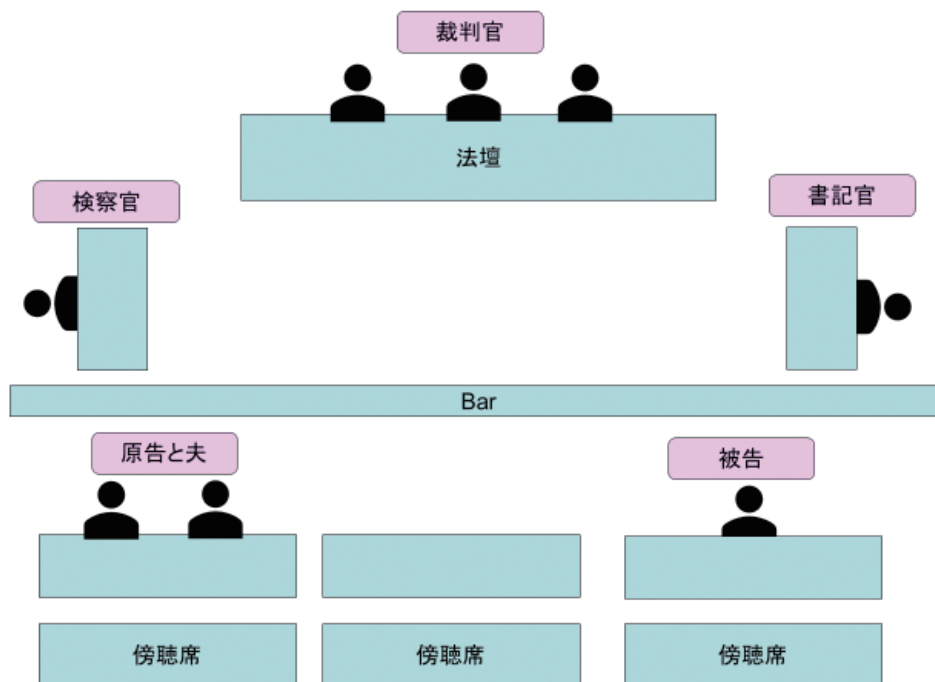
別紙3 <傍聴事件①メモ>

日時：2019年5月24日（金）午前9：00

場所：ルアンパバーン県裁判所（第1審）

事案の概要：原告が、被告に対して、元金合計5億キープ（約600万円）を9回にわたって貸し付けたと主張して、元金及びその利息（1億キープ）の合計6億キープの返還を求めた事件。被告は借りた金額について否認。双方、代理人なし。

法廷は次の図のとおり。



以下、傍聴結果

<午前8：50～>（開廷前）

（裁判所書記官）

当事者及び傍聴人に対して注意事項読み上げ（貧乏ゆすり禁止、法廷に許可なく出入りしないこと、裁判官が入廷したら起立することなど。）。

<午前9：00～>（開廷）

合議体が入廷。一同、起立した後、裁判長の指示に従い着席。

（書記官）事件番号読み上げ。

（裁判長）

当事者の名前と住所確認。裁判官，検察官，裁判所書記官の紹介。

当事者に対し，忌避の権利を告知。当事者に忌避の申立てを行うか個別に確認（忌避申立てはなかった。）。

（裁判長）

これまでも原告に供述していただきましたが，再度，質問します。

原告に対し、請求の内容を確認。

原告は真ん中の机へ。

<原告の尋問⁵⁰>

(原告)

被告に対して、合計5億キープを、9回にわたって、月20%の利息で貸し付けました。

被告が、土地を4つ所有していると述べたことから、その1つを担保としました。しかし、3つの土地については被告名義ではなく、残りの1つの土地については、被告名義だったのですが警察に確認したところ登記が有効ではありませんでした。

被告は、一度も金銭の返還をしておらず、土地についても登記が有効でなかったことから、私は売却することができませんでした。

(右陪席)

原告は随分と大金を持っていますね。

(原告)

私は、野菜と調味料の販売業者です。私の夫はカーオーディオ関係の仕事をしています。

(右陪席)

月20%の利息は違法です。原告も罪になると思います⁵¹。

(原告)

利息については請求しません、元金のみ請求します。

担保に入れた際に受け取った土地の書面としては、税金の支払に関する書面だけでした。

(右陪席)

税金の支払に関する書面では、所有権の証明とはなりません。

本件では、刑事事件にもなるはずですが、原告が警察に告訴したにも関わらず、なぜ刑事事件とならなかったのですか。

(原告)

.....

(右陪席)

原告が、違法な金利で貸し付けていて原告の行為も犯罪であることから、刑事事件にならなかったのではないですか⁵²。

(左陪席)

被告がお金を必要とした理由について聞きましたか。

(原告)

被告がお金を借りた理由については知りません。被告は土地を持っていたから信用しま

⁵⁰ 傍聴した事件のいずれも、人定質問や宣誓手続は無く、唐突に尋問が始まる感じであった。

⁵¹ 刑法298条「関係機関からの許可を得ずに、貸金を事業として営み、貸金の金利を年間36%以上算定する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。」

⁵² 裁判官が原告も罪になると繰り返し非難していた点が、司法における後見的な役割の発露に見えた。

した。

(左陪席)

何か一緒に商売を行うとか目的を知らないと、これだけの大金を貸すのはおかしいのではありませんか。

(原告)

被告は、借りたお金をさらに貸して利息でもうけるという話をしていたと思います。

(検察官)

本件消費貸借契約に関する書面には村長や行政による承認がありません。今後は承認してもらった方が良いでしょう。

貸付け9回のうち、7回分の書面については署名があります。署名していない2回の貸付金額はいくらでしたか。

(原告)

覚えていません。

(裁判長)

原告は、被告以外に対しても、お金を貸しているんですか。

(原告)

貸したことはありますが、少額です。

(裁判長)

原告の貸付は法定金利を超えており、契約書も公証役場で承認されていません。

<被告の尋問>

(被告)

私は、原告から、5億キープを借りていません。

ただし、原告から合計3000万キープを借りたことは認めます。また、借りた回数は9回以上ですが、金額としては大きいものでも500ドル程度です。少ないときには20万キープでした。

5億キープという大金を村の承認もなく借りることはありえないし、借りる必要性もありません。

また、原告は、2013年に私に金を貸したと言っていますが、原告と私が出会った時期は2014年です。

当時、私と元夫との間の夫婦共有財産の分割事件が裁判所に係属していたので、私には負債があつて元夫に支払いができないと見せかける目的で、原告との間で偽の消費貸借契約書を作成したに過ぎません。

他の土地3つはそもそも私の土地ではないので、原告の主張は矛盾しています。

私が詐欺を使ってお金を借りたのであれば刑事事件になっているはずですが、刑事事件になっていません。

担保とした土地（登記が無効とされた土地）については、農業用の土地に過ぎず、5億キープを貸すにあたって担保となるような土地ではありません。

5億キープ借りた旨の書面に村長、警察の前で私が署名し指印をしたことは認めますが、署名指印したときの書面の金額は5億キープではありませんでした。

私は経済警察に1年4か月間、拘束されましたが、釈放されました。つまり、犯罪ではなかったからです。

(検察官)

村長の立会の下、被告の署名指印がされた和解書面が作成されていることから、この証拠があると被告は金を借りたことを否定できないのではないですか。普通、和解書面を作成するときは、内容をよく読みますよ。署名したら拘束力がありますからね。行為能力があるからには、署名した書面の内容を認識できたはずですよ。

<検察官による意見書朗読> (全員起立)

訴状、答弁書に基づいて事件の経緯と原告及び被告の主張を要約。

本件が民事事件であることの理由の説明、関連条文指摘。

(結論についての意見は無かった。)

<午前10:10～休廷⁵³>合議体が退廷

<午前10:30～判決> (全員起立)

(裁判長)

判決を朗読。

事件名等の導入部分も読み上げ。

事件の内容(ヌアーカディ)として原告の訴状、被告の答弁書をもとに事件の内容を説明。

判断の部(ヴィニッサイ)として、本件においては、村長の立会の下、和解書面が作成されていることを指摘。原告の主張は合理的であり認められるべきと判断した。

被告に対して、契約内外債務法の条文に基づき、5億キープを支払うよう命じる。

被告の否認が合理的でない理由について説明。また、税金、手数料、執行費用⁵⁴についても被告の負担とする旨の説明。

被告に対し、不服があれば、20日以内に控訴するように告知。

<午前10:40 閉廷>

閉廷後、書記官が当事者に対し、改めて控訴権について説明。

書記官は、検察官及び当事者から、書類に署名をもらっていた。

⁵³ 休廷時間は教示されなかった。

⁵⁴ ラオスでは、本案判決の主文において執行費用の負担についても判断されている。

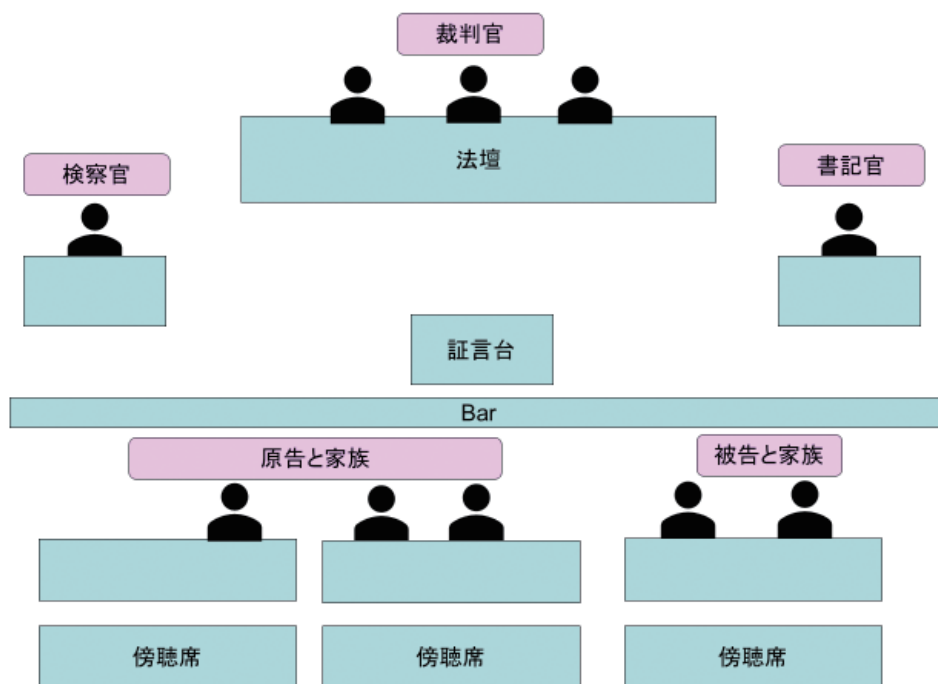
別紙4 <傍聴事件②メモ⁵⁵>

日時：2019年6月20日（木）午前9：25

場所：チャンパーサク県裁判所（第1審）

事案の概要：原告（被告の母）が、被告（女性，原告の子）に対し，土地について所有権移転登記の抹消並びに土地及び建物の明渡しを求めた事件⁵⁶。原告は，被告に対し本件建物について原告を扶養する負担付きで贈与をしたものの被告は原告の面倒をみてくれなかったため被告は負担を履行していないと主張し，また，原告は被告に対し本件建物の敷地は贈与していないと主張した。双方に代理人なし。

法廷は次の図のとおり。



以下，傍聴結果

<午前9：15～>（開廷前）

（裁判所書記官）

当事者及び傍聴人に対して注意事項読み上げ（手を組んだり，足を組んだりしないこと，携帯電話の電源を切ることなど）。

<午前9：25～>（開廷）※ジリリリとベルが鳴った。

合議体が入廷。一同，起立した後，裁判長の指示に従い着席。

⁵⁵ 尋問のうち，遺産分割や書類の不備の点について意味が分からなかったが，聞き取った限度で記載した。

⁵⁶ 期日の冒頭，裁判官は，原告が抹消登記を求めている旨説明していたが，途中から返還請求をも含めて審理していた。また，ラオスでは建物のみの登記は存在しないことから，抹消登記としては土地のみが対象となると思われる。

(書記官) 事件番号読み上げ。

(裁判長)

当事者の名前と住所確認。裁判官，検察官，裁判所書記官の紹介。

当事者に対し，忌避の権利を告知

(原告)

意味が分かりません。

(裁判長)

原告と裁判官との間に一定の関係があれば，不公平になるので，担当裁判官を代えることができます。自分の権利を守るため，忌避するか明確に教えてください。これは公正のためです。

(原告)

忌避しなくて大丈夫です。問題ありません。

(被告)

忌避しません。

(裁判長)

原告と被告は証言台の前へ。原告は立てますか。

(原告)

耳が遠いんです。

※原告の息子が原告の耳元で話した上，椅子を証言台に置き，原告は座った。

(裁判長)

原告は耳が遠いということですので，何を言っているか聞こえない場合は教えて下さい。

<当事者の主張の確認⁵⁷>

(右陪席)

事件内容を要約します。

2004年，原告の夫が死亡し，遺産分割をしました。そして，本件土地と本件建物が残りました。

本件土地には，原告と被告が暮らしていました。原告は身体的にも精神的にも病気にもなって世話が必要だったので，被告が原告の面倒をよくみたら本件土地を原告に譲り渡す約束をしました。

原告は被告に移転された本件土地と建物の登記を抹消したいということです。

(裁判長)

原告は，この要約でいいですか。

(原告)

はい。

⁵⁷ 宣誓手続がないためか，当事者の主張の確認（なぜか家族にも主張の確認をしていた）と尋問手続の区別がなく，主張の確認の中で尋問のような陳述もされていた。主張と証拠の区別をしているか疑問である。

(裁判長)

原告の家族はどうですか。

(原告の息子)

問題ありません。

(左陪席)

被告の主張を確認します。

原告の面倒を見る人がいないから、兄弟からの依頼で原告の面倒を見れば本件土地と建物をもらえるという話でした。その登記の番号は〇〇〇です。

被告は原告の面倒を見てきました。しかし、原告が贈与を否定しています。

(裁判長)

被告の主張はこれでいいですか。

(被告)

私に移転された登記を抹消することに賛成できません。

(裁判長)

本件は母と子の問題なので、和解できませんか。弁論の前に1回、和解を試みましたが不成立になりました。裁判官としては、親子なので、原告は被告を許してあげれば良いと思います。

(原告)

和解はしません。

被告は2005年、本件建物から引っ越して私と別居したものの、2009年に被告の家族とともに本件建物に戻り、私と同居を開始しました。

被告とは毎日、もめました。

被告夫婦は毎日のように喧嘩して騒がしいのです。また、被告はすぐに激昂し、母である私を尊敬していない態度をとります。私への嫌がらせとして私が寝ていた午前3時頃、被告が私の部屋に豚を放して死にかけたことがありました。

(裁判長)

もめたのは、被告と？被告の夫と？

(原告)

名前は言いたくありません。

(裁判長)

社会的に評判の良い家族なので、子供を許してあげることはできないですか。原告と被告は10年以上、一緒に暮らしている。被告から「ごめんなさい」と言われれば、許してあげたらどうですか。

(原告)

ダメです。

(裁判長)

本件は、法律に基づいて判断したくないです。裁判所としては和解をしたいのですが…

※被告は証言台から当事者席へ戻り，原告のみ証言台に残った。

<原告の尋問>

(裁判長)

これから原告に質問するので，大声で話しますね。

(原告)

私には，7人の子供がいます。

私は，現在，本件土地上の本件建物（家屋）に居住しています。

夫は2004年に死亡しました。

夫の遺産は，7人の子ども全員がもらいました。

被告は2005年に家を出て，2009年に実家に戻ってきました。理由は，私が1人暮らしだから戻ってあげると被告に伝えた知人がいたからです。

本件土地は，政府の土地だったものですが，夫は公務員だったので政府がくれたのです。それがいつの間にか，被告のものになっていました。

私が被告に贈与したのは土地ではなく，本件建物だけです。被告に対して私の面倒を見てくれることを条件に夫の遺産である本件建物を被告に贈与する旨の合意をしました⁵⁸。

(裁判長)

本件土地を被告に対して贈与した旨の書類があり，村長の前で原告がサインし，原告の拇印も押してありますが。

(原告) ※大声を出し，非常に感情的になっている。

そんなの知りません。その書類は偽造されたものです。

被告は，書類を偽造して本件土地の登記まで行ったのです⁵⁹。

被告は私の食事を作っているものの，それ以外に十分に面倒をみてくれません。そのため本件土地の登記の抹消をしたいと思います。

被告と一緒に暮らしたくありません。

(裁判長)

被告は，2009年に費用を負担して，本件建物のフェンスを改築したようですが。

(原告)

被告は何もしていません。

(裁判長)

どうして原告は被告と一緒に暮らしたくないのですか。

(原告)

被告からご飯は作ってもらっています。

私の年金は本当は月174万キープもらえるはずなのですが，120万キープしか手にしていません。私の年金は，被告が受け取っています。被告は勝手にいくらか抜いた上で私に年金を渡していました。

⁵⁸ 合意の時期については不明。

⁵⁹ 登記手続を行った時期については不明。

(裁判長)

事件記録の他に、何か証拠ありますか。証拠としては、本件土地と建物を贈与した旨の村で作った議事録が提出されていますが。

(原告)

私はお金が欲しいのです。

(左陪席)

遺産分割したとき、被告は何をもらったのですか。

(原告)

20 m² × 20 m²の土地です。

<被告の尋問>

(被告) ※被告は泣いている。

父と原告の遺産はもらっていません。私は遺産をもらわなくても困っていません。

20 m² × 20 m²の土地については、書類に記載がありません。

実家に戻ったのは、母が1人なので寂しそうだったからです。

原告の主張については、争います。

本件土地及び本件建物は、原告の面倒を見ること条件に贈与を受けることを合意し、適正な手続で登記したものです。私が提出した証拠は全部本当です。

また、私は条件に従って実際に原告の面倒をみており、原告の請求には理由がありません。

私は、母(原告)が育てた人間です。

(裁判長)

本件建物のフェンスを直したのはなぜですか。

(被告)

父が実家の整備をしたがっていたのですが、父が生きていた頃は、お金がなかったからです。

(右陪席) ※書類を被告に渡して示した。

本件土地と本件建物を贈与する旨の議事録がそれぞれあります。普通、同時に贈与するなら1つの議事録にすると思いますが、なぜ2つあるのですか。

(被告)

贈与の書類は兄が作りました。

父の土地と家も持っています。家は兄弟で分けました。

(右陪席) ※眼鏡を外し、声が大きくなり、白熱している。

被告が主張する贈与の書類には、問題があります⁶⁰。本件土地1600 m²は、原告夫妻のものでした。原告の夫の800 m²を被告が譲り受け、原告の800 m²は被告の兄が譲り受けたのです。

⁶⁰ この辺のやり取りは、特に意味が分からなかった。全体のやり取りを善意解釈すれば「被告の主張と証拠には矛盾がある」ということだろうか。

被告が本件土地の贈与を受けたと主張する議事録には、原告のものを譲り受けた旨の記載はなく、原告の夫の土地を譲り受けたという記載があります。

(被告)

法律は詳しくないので分かりません。書類上、そうなっているのでしょうか。

(右陪席)

また、原告は本件土地の面積について1600㎡と言っているが、被告は1400㎡と言っており、食い違いがあります。

登記の書類と一致していないのです。

本件土地を原告から被告が譲り受けたという証明書がありますが、原告の夫から移転したという書類もあるのです。

(裁判長)

要するに本件土地は、被告の父母の土地だったのです。

被告が原告の面倒を見れば贈与するという約束をしたのですね。

(被告)

私がもらうべきは、父の名義のものです。

本件建物の整備にかかったのは、200万キープと少しです。

(裁判長)

負担付贈与の負担を履行したという証拠はありますか。

(被告)

私は、原告の世話をしていました。負担付贈与の義務を履行したことの証明は十分にされています。

(裁判長⁶¹)

原告は前へ。※原告と被告が並んで証言台に立っている。

争点をまとめると、原告が被告に対し、本件土地と建物を原告の面倒を見るという負担付きで贈与しました。原告は十分に面倒を見てもらえば良かったのですが、原告と被告がもめてしまったということです。贈与に関して原告の署名入りの書類があります。被告は義務（負担）を履行したと主張しています。

原告は、被告に対し、他に聞きたいことはありますか。

(原告)

私が被告に譲渡したのは、本件建物だけです。土地は譲渡していない。

※被告に対する不満を延々と述べた。

私は贈与の書類にサインしていません。

他に提出すべき証拠はありません。

(被告)

私たち夫婦の喧嘩はありましたが、毎日ではありません。

⁶¹ ここは尋問の一部なのか、主張の確認なのか、明確でない。

私は原告に対して怒ったことはありましたが、原告が言うような、ひどい扱いはしていません。

年金について、原告は私が抜き取った旨を主張していますが、原告が近所の人の受給額と比較してしまって受取額を勘違いしているのかもしれない。年金の支給元に確認すれば証拠があります。

原告は、私の言うことを信じてくれません。原告は、私を誤解しています。

私は、今後も、母である原告の面倒をみる気持ちがあります。村長の前で原告の面倒は見ないなんてことは言っていません。

<原告の6番目の子の尋問⁶²>※原告に付き添っていた。

(6番目の子)

私も父の遺産をもらいました。

原告の主張によれば、被告は土地を明け渡すべきです。

本件建物の譲渡については、原告と被告の別席調停の形で議事録が作られました。

被告は夜中に夫婦喧嘩をし、物を投げたり、大きな音を出します。

被告は原告を尊敬していない態度をとります。

<原告の長女の尋問>※原告に付き添っていた。

(原告の長女)

本件建物を譲渡したときの議事録を作成した際、立ち会いました。

そこでは土地の譲渡の話はなかったです。いつ、土地の話になったんでしょうか。

家の話しか出ていませんでした。

私は1回だけ拇印を押しましたが、他は押していません。

(右陪席)

書類上、本件建物のほか本件土地も、同日に譲渡したことになっていますが。

(原告の長女)

分かりません。

(裁判長)

他に陳述したい人はいますか？

<被告の姉(原告の子)の尋問>※被告側に同席していた。

(被告の姉)

陳述したいです。

被告は、原告の面倒を見るために一緒に暮らしていました。

本件土地の譲渡書類については、覚えていません。作成に参加していません、

父母の遺産はもらいました。

被告と原告がもめたのは事実です。私は2人を仲直りさせたいです。

⁶² 原告と被告に付き添っていた家族が尋問されていた。これらの尋問が期日前から予定されていたものか、その場で判断したものかは不明である。

(右陪席)

被告が動物を投げたり，毎日，大声で原告の悪口を言っていたのは本当ですか。

(被告の姉)

毎日ではありません。喧嘩は，普通の頻度でしていました。

<被告の夫の尋問>

(被告の夫)

私も陳述します。

(裁判長)

毎日，夫婦喧嘩していたのですか。

(被告の夫)

毎日，喧嘩していたら今日まで一緒に暮らせません。被告と普通に喧嘩はしましたが，毎日ではありません。

※裁判長は，被告に証拠は全て提出したことを確認した上，被告を当事者席に戻した。

<検察官による意見書朗読> (全員起立)

訴状及び答弁書に基づき，事件の経緯，当事者の主張要約。

本件が民事事件であることの理由の説明。契約内外債務法50条⁶³に基づいて合議体に判断していただきたい。

(結論についての意見は無かった。)

<当事者の陳述確認⁶⁴>

(裁判長)

原告から，最後に何か言いたいことはありますか。

(原告) ※何かを言ったが，声が小さくて聞き取れなかった。

(被告)

証拠は全て提出しました。

私は，母が戻って来たいのなら，それで構いません。

<午前10：45～休廷⁶⁵>合議体が退廷

<午前11：05～判決> (全員起立) ※ジリリリとベルが鳴った。

<判決> (全員起立)

裁判長が判決を朗読。

事件名等の導入部分も読み上げ。忌避権について述べた。

事件の内容(ヌアーカディ)として原告の訴状，被告の答弁書をもとに事件の内容を説明。

⁶³ 契約内外債務法50条「条件付贈与契約は，所有者が自己の財物を，受贈者が財物の引渡しを受け前又は後に履行しなければならない合法的な条件をともなって引き渡す，財物の所有者による決定である。受贈者は，前記の条件を完全に履行した時に所有者となる。その条件を完全に履行しない場合，又は条件に従って履行することができなくなった場合は，贈与者は，契約を解除する権限を有する。」

⁶⁴ 最終弁論か？

⁶⁵ 休廷時間は教示されなかった。

分析（ヴィニッサイ）と主文：

原告は負担付贈与の解除を主張した。本件土地と本件建物の契約が別々にあった。本件建物について負担付贈与、本件土地について贈与がされた。原告は被告との間の負担付贈与契約についての証拠は、被告が原告の面倒を見なければ土地を原告に戻す旨の議事録である。

所有権法28条，土地法80条，契約内外債務法50条に基づいて検討したところ，被告の本件土地及び本件建物の贈与に関する議事録等の書面には不備があり，被告の主張は証拠と整合していない。

そのために本件土地と建物の登記の抹消及び返還について認容する。

税金，訴訟費用についても被告の負担とする。

一方で，登記の抹消及び返還を認めることから，被告が2010年に負担した本件建物のフェンスの改築費用約200万キープについては，原告が被告に支払わなければならない。

被告に対し，不服があれば，20日以内に控訴するように告知⁶⁶。

双方に対し，説明がよく分からなければ，後で書記官に詳しく聞くよう教示。

<午前11：20閉廷>

書記官は，検察官及び当事者から，書類に署名をもらっていた。

⁶⁶ 反訴請求のようなものを認容したが，原告に対する控訴権の告知は行われていないようだった。